

生命共済事業細則新旧比較対照表（抜粋）

新条文	旧条文
<p>(通 則) 第1条 日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「この会」といいます。）は、生命共済事業規約（以下「規約」といいます。）第144条（細則）にもとづき、この細則を定めます。</p>	<p>(通 則) 第1条 日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「この会」といいます。）は、生命共済事業規約（以下「規約」といいます。）第143条（細則）にもとづき、この細則を定めます。</p>
<p>(共済契約の型) 第2条 〔中略〕 2. 別表第1「共済契約の型」第3項に定める型（以下「先進医療型」といいます。）の共済契約は、この会の実施する定期生命共済〔削除〕（以下「定期生命共済〔削除〕」）といいます。）にかかる共済契約のうち、定期生命共済事業規約別表第5「共済契約の種類」第1項に定める65歳以上専用歳満期型の契約（以下「歳満期型契約」といいます。）に付帯して締結できるものとします。</p>	<p>(共済契約の型) 第2条 〔中略〕 2. 別表第1「共済契約の型」第3項に定める型（以下「先進医療型」といいます。）の共済契約は、この会の実施する定期生命共済事業（以下「定期生命共済事業」）といいます。）にかかる共済契約のうち、定期生命共済事業規約別表第5「共済契約の種類」第1項に定める65歳以上専用歳満期型の契約（以下「歳満期型契約」といいます。）に付帯して締結できるものとします。</p>
<p>(生計を共にする者の範囲) 第4条 前条、規約第8条（被共済者の範囲）第1項第3号および第4号、ならびに第11条（共済金受取人の代理人）第6項第3号に定める「生計を共にする」とは、日々の消費生活において各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算するものであって、同居であることを要しません。</p>	<p>(生計を共にする者の範囲) 第4条 前条ならびに規約第8条（被共済者の範囲）第1項第3号および第4号〔挿入〕に定める「生計を共にする」とは、日々の消費生活において各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算するものであって、同居であることを要しません。</p>
<p>(死亡共済金受取人指定、指定代理請求人指定および代理請求人の取扱い) 第5条 〔中略〕 4. 規約第11条（共済金受取人の代理人）第2項に定める「共済契約者に共済金を請求できない事情」がある場合、</p>	<p>(死亡共済金受取人指定、指定代理請求人指定および代理請求人の取扱い) 第5条 〔中略〕 4. 規約第11条（共済金受取人の代理人）第2項に定める「共済契約者に共済金を請求できない事情」がある場合、</p>

新条文	旧条文
<p>または同第6項第1号に定める「共済金受取人に共済金を請求できない事情がある場合」もしくは「指定代理請求人に細則に定める共済金等を請求できない事情がある場合」とは、共済契約者、共済金受取人または指定代理請求人が深昏睡状態、遷延性意識障害または重度認知症等となり、判断能力が欠けているのが通常の状態にあるときをいいます。</p>	<p>または同第6項【挿入】に定める「共済金受取人に共済金を請求できない事情がある場合」もしくは「指定代理請求人に細則に定める共済金等を請求できない事情がある場合」とは、共済契約者、共済金受取人または指定代理請求人が深昏睡状態、遷延性意識障害または重度認知症等となり、判断能力が欠けているのが通常の状態にあるときをいいます。</p>
<p>(複数契約の取扱い) 第7条 【中略】 <u>3. この会の実施する学生総合共済（以下、「学生総合共済」といいます。）事業細則別表第1「共済契約の型」のうち、G1200-1型、G1050-1型、G1000-1型、G500-1型またはB1200-1型の契約を締結している場合、同一の被共済者について、先進医療特約が付帯されている型の共済契約を締結することはできません。</u></p>	<p>(複数契約の取扱い) 第7条【中略】 【挿入】</p>
<p>(共済掛金が未払となった場合の払込票扱い) 第10条 共済契約者は、規約第13条（共済契約の申込み）第4項および第19条（共済掛金の払込方法および払込期日）第2項に定める「第21条（共済掛金の払込経路）に定める払込経路、またはこの会が指定する場所」に予定していた共済掛金の払い込みができなかった場合、規約第22条（共済掛金の口座振替）第4項、第6項および第7項、ならびに規約第148条（共済掛金の払込み）第2項の規定にかかわらず、この会が指定する払込票またはクレジットカード等で共済掛金を払い込むこと（以下「払込票扱い」といいます。）ができます。2つ以上の共済契約の共済掛金を合算して払い込む場合、共済契約者は対象となる共済契約を指定したうえで、共済掛金を払い込むこと</p>	<p>(共済掛金が未払となった場合の払込票扱い) 第10条 共済契約者は、規約第13条（共済契約の申込み）第4項および第19条（共済掛金の払込方法および払込期日）第2項に定める「第21条（共済掛金の払込経路）に定める払込経路、またはこの会が指定する場所」に予定していた共済掛金の払い込みができなかった場合、規約第22条（共済掛金の口座振替）第4項、第6項および第7項、ならびに規約第147条（共済掛金の払込み）第2項の規定にかかわらず、この会が指定する払込票またはクレジットカード等で共済掛金を払い込むこと（以下「払込票扱い」といいます。）ができます。2つ以上の共済契約の共済掛金を合算して払い込む場合、共済契約者は対象となる共済契約を指定したうえで、共済掛金を払い込むこと</p>

新条文	旧条文
<p>ができます。ただし、この会の会員が共済掛金の払込票扱いに対応しており、かつこの会の会員ごとに定める払込経路による場合に限りま。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>ができます。ただし、この会の会員が共済掛金の払込票扱いに対応しており、かつこの会の会員ごとに定める払込経路による場合に限りま。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(この会の実施する共済事業で通算した共済金額の最高限度)</p> <p>第15条 規約第45条(基本契約共済金額)、第50条(災害死亡特約共済金額)、第69条(疾病入院特約共済金額)、第74条(疾病総合入院特約共済金額)、第80条(女性疾病総合入院特約共済金額)、第87条(災害入院特約共済金額)、第92条(女性災害入院特約共済金額)、および第110条(65日以上不担保入院特約共済金額)の規定にかかわらず、被共済者1人における共済金額の最高限度は、次の各号のとおりとします。</p> <p>(1) 死亡共済金額および重度障害共済金額</p> <p>発効日において満年齢が15歳未満の者の共済金額の最高限度は、この会の実施する終身共済(以下、「終身共済」といいます。)、<u>学生総合共済、および全国大学生協共済生活協同組合連合会の実施する短期生命共済(以下、「短期生命共済」といいます。ただし、本条においては、2022年(令和4年)4月1日以降に発効した契約に限りま。</u>と通算して死亡共済金額(災害死亡共済金を含みます。)<u>および重度障害共済金額(災害重度障害共済金を含みます。)</u>それぞれ1,000万円とします。〔削除〕</p> <p>(2) 疾病にかかる入院共済金額(疾病入院共済金額、疾病総合入院共済金額、女性疾病総合入院共済金額および65日以上不担保入院共済金額。以下、この号では総じて「疾病入院共済金額」といいます。)および災害に</p>	<p>(この会の実施する共済事業で通算した共済金額の最高限度)</p> <p>第15条 規約第45条(基本契約共済金額)、第50条(災害死亡特約共済金額)、第69条(疾病入院特約共済金額)、第74条(疾病総合入院特約共済金額)、第80条(女性疾病総合入院特約共済金額)、第87条(災害入院特約共済金額)、第92条(女性災害入院特約共済金額)、および第110条(65日以上不担保入院特約共済金額)の規定にかかわらず、被共済者1人における共済金額の最高限度は、次の各号のとおりとします。</p> <p>(1) 死亡共済金額および重度障害共済金額</p> <p>発効日において満年齢が15歳未満の者の共済金額の最高限度は、この会の実施する終身共済〔挿入〕と通算して死亡共済金額〔挿入〕および重度障害共済金額〔挿入〕1,000万円とします。<u>(災害死亡共済金と災害重度障害共済金を含みます。)</u></p> <p>(2) 疾病にかかる入院共済金額(疾病入院共済金額、疾病総合入院共済金額、女性疾病総合入院共済金額および65日以上不担保入院共済金額。以下、この号では総じて「疾病入院共済金額」といいます。)および災害に</p>

新条文	旧条文
<p>かかる入院共済金額（災害入院共済金額、女性災害入院共済金額および65日以上不担保入院共済金額。以下、この号では総じて「災害入院共済金額」といいます。）</p> <p>〔削除〕 定期生命共済および終身共済と通算して疾病入院共済金額および災害入院共済金額各20,000円とします。</p>	<p>かかる入院共済金額（災害入院共済金額、女性災害入院共済金額および65日以上不担保入院共済金額。以下、この号では総じて「災害入院共済金額」といいます。）</p> <p><u>この会の実施する</u> 定期生命共済および終身共済と通算して疾病入院共済金額および災害入院共済金額各20,000円とします。</p>
<p>（被共済者の年齢による共済契約の更新の取扱い）</p> <p>第16条 規約第16条（共済契約の更新および更改）の規定にかかわらず、共済期間の満了日の翌日において被共済者が別表第1「共済契約の型」に定める更新・更改可能年齢もしくは更新可能年齢の範囲外である場合は、共済契約者は共済契約を更新できません。</p> <p>2. 規約第8条（被共済者の範囲）第2項の規定に加え、先進医療型の共済契約において、共済期間の満了日の翌日において被共済者が別表第1「共済契約の型」第3項に定める更新・更改可能年齢の範囲内である場合は、共済契約者は共済契約を更新することができます。</p>	<p>（被共済者の年齢による共済契約の更新の取扱い）</p> <p>第16条 規約第16条（共済契約の更新および更改）の規定にかかわらず、共済期間の満了日の翌日において被共済者が別表第1「共済契約の型」に定める更新〔挿入〕年齢〔挿入〕の範囲外である場合は、共済契約者は共済契約を更新できません。</p> <p>2. 規約第8条（被共済者の範囲）第2項の規定に加え、先進医療型の共済契約において、共済期間の満了日の翌日において被共済者が別表第1「共済契約の型」第3項に定める更新〔挿入〕年齢の範囲内である場合は、共済契約者は共済契約を更新することができます。</p>
<p>（更改契約の取扱い）</p> <p>第17条 この会は、共済期間の満了日の翌日において、被共済者が別表第1「共済契約の型」に定める更新・更改可能年齢もしくは更新可能年齢の範囲外となり、満了する共済契約と同一内容で共済契約の更新ができない場合、満了する共済契約と同一内容（規約または細則の改正がなされたときは、改正後の規約または細則による内容）で、規約第16条（共済契約の更新および更改）に定める更改の申込みがあったものとみなし、満了する共済契約（当該共済契約に、更新前または更改前の契約もしくは次条に定める移行をする前の契約がある場合は、その契約）の効力がはじめて</p>	<p>（更改契約の取扱い）</p> <p>第17条 この会は、共済期間の満了日の翌日において、被共済者が別表第1「共済契約の型」に定める更新〔挿入〕年齢〔挿入〕の範囲外となり、満了する共済契約と同一内容で共済契約の更新ができない場合、満了する共済契約と同一内容（規約または細則の改正がなされたときは、改正後の規約または細則による内容）で、規約第16条（共済契約の更新および更改）に定める更改の申込みがあったものとみなし、満了する共済契約（当該共済契約に、更新前または更改前の契約もしくは次条に定める移行をする前の契約がある場合は、その契約）の効力がはじめて発生した日の</p>

新条文	旧条文
発生した日の年応当日に更改することができます。	年応当日に更改することができます。
<p>(移行契約)</p> <p>第18条 〔中略〕</p> <p><u>2. 共済契約者は、被共済者について、学生総合共済事業規約第8条（被共済者の範囲）第1項に定める「学生」でなくなる、もしくは同条第2項および第4項に定める年齢の範囲外となり生命共済の契約に変更しようとする場合には、学生総合共済の契約について解約または満了すると同時に生命共済の契約を締結することができます。</u></p> <p><u>3. 共済契約者は、被共済者について、短期生命共済事業規約第8条（被共済者の範囲）第1項に定める「学生」でなくなる、もしくは同条第2項に定める年齢の範囲外となり（ただし、学生総合共済事業規約第1条（通則）第2項に基づく共同引受制度に該当する場合は前項によります。）生命共済の契約に変更しようとする場合には、短期生命共済の契約について解約または満了すると同時に生命共済の契約を締結することができます。</u></p> <p><u>4. 前3項</u>の規定によりこの会が承諾した共済契約を「移行契約」といいます。</p> <p><u>5.</u> 移行契約は、移行前の契約の解約日または満了日の翌日午前零時からその効力が発生します。</p> <p><u>6.</u> 共済契約者は移行契約の初回掛金を移行前の契約の解約日または満了日までに払い込まなければなりません。なお、規約第19条（共済掛金の払込方法および払込期日）第4項および第20条（共済掛金の払込猶予期間）の規定を準用します。</p> <p><u>7.</u> 移行前の契約と移行契約の共済契約者が同一人である</p>	<p>(移行契約)</p> <p>第18条 〔中略〕</p> <p>〔挿入〕</p> <p>〔挿入〕</p> <p><u>2. 前項</u>の規定によりこの会が承諾した共済契約を「移行契約」といいます。</p> <p><u>3.</u> 移行契約は、移行前の契約の解約日または満了日の翌日午前零時からその効力が発生します。</p> <p><u>4.</u> 共済契約者は移行契約の初回掛金を移行前の契約の解約日または満了日までに払い込まなければなりません。なお、規約第19条（共済掛金の払込方法および払込期日）第4項および第20条（共済掛金の払込猶予期間）の規定を準用します。</p> <p><u>5.</u> 移行前の契約と移行契約の共済契約者が同一人である</p>

新条文	旧条文
<p>場合、移行前の契約において死亡共済金受取人または指定代理請求人が指定または変更されていたときは、移行契約においても引き続き同一内容による死亡共済金受取人または指定代理請求人の指定または変更があったものとみなします。</p> <p><u>8.</u> この会は、移行前の契約が無効となり、解約され、解除され、取消され、効力を失いまたは消滅した場合には、移行はなされなかったものとして取扱います。</p> <p><u>9.</u> この会は、移行契約において、第27条（更新もしくは更改または中途変更した契約における発効前および変更前の共済事故の取扱い）および規約第16条（共済契約の更新および更改）における「更新」または「更改」を「移行」と読み替え、それぞれの条以下においても同様の取扱いとします。</p>	<p>場合、移行前の契約において死亡共済金受取人または指定代理請求人が指定または変更されていたときは、移行契約においても引き続き同一内容による死亡共済金受取人または指定代理請求人の指定または変更があったものとみなします。</p> <p><u>6.</u> この会は、移行前の契約が無効となり、解約され、解除され、取消され、効力を失いまたは消滅した場合には、移行はなされなかったものとして取扱います。</p> <p><u>7.</u> この会は、移行契約において、第27条（更新もしくは更改または中途変更した契約における発効前および変更前の共済事故の取扱い）および規約第16条（共済契約の更新および更改）における「更新」または「更改」を「移行」と読み替え、それぞれの条以下においても同様の取扱いとします。</p>
<p>（歳満期型契約に変更すると同時に締結する先進医療型の共済契約）</p> <p>第19条 生命共済の契約の共済期間の中途または満了後に歳満期型契約に変更すると同時に、先進医療型の共済契約を締結する場合で、変更前の生命共済の契約に先進医療特約を付帯しているときは、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>（1）第8条（条件付加入制度）の規定により、変更前の生命共済の契約に付帯している先進医療特約に付されている所定の条件は、先進医療型の共済契約にも付されるものとし、条件を付す期間については、変更前の生命共済の契約において先進医療特約を付帯した申込日から起算します。</p> <p>（2）前条第<u>6</u>項、第<u>7</u>項、第<u>8</u>項の「移行契約」を「先</p>	<p>（歳満期型契約に変更すると同時に締結する先進医療型の共済契約）</p> <p>第19条 生命共済の契約の共済期間の中途または満了後に歳満期型契約に変更すると同時に、先進医療型の共済契約を締結する場合で、変更前の生命共済の契約に先進医療特約を付帯しているときは、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>（1）第8条（条件付加入制度）の規定により、変更前の生命共済の契約に付帯している先進医療特約に付されている所定の条件は、先進医療型の共済契約にも付されるものとし、条件を付す期間については、変更前の生命共済の契約において先進医療特約を付帯した申込日から起算します。</p> <p>（2）前条第<u>4</u>項、第<u>5</u>項、第<u>6</u>項の「移行契約」を「先</p>

新条文	旧条文
<p>進医療型の共済契約」と、「移行前の契約」とあるのを「変更前の生命共済の契約」と、「移行」とあるのを「先進医療型の共済契約の締結」と読み替え、適用します。</p> <p>(3) 第28条（更新もしくは更改または中途変更した契約における共済金支払いの取扱い）第1項第1号の「更新前もしくは更改前または中途変更前の共済契約」を「変更前の生命共済の契約」と読み替え、適用します。</p>	<p>進医療型の共済契約」と、「移行前の契約」とあるのを「変更前の生命共済の契約」と、「移行」とあるのを「先進医療型の共済契約の締結」と読み替え、適用します。</p> <p>(3) 第28条（更新もしくは更改または中途変更した契約における共済金支払いの取扱い）第1項第1号の「更新前もしくは更改前または中途変更前の共済契約」を「変更前の生命共済の契約」と読み替え、適用します。</p>
<p>(更新もしくは更改または中途変更した契約における発効前および変更前の共済事故の取扱い)</p> <p>第27条 この会は、規約第16条（共済契約の更新および更改）に定める更新もしくは更改または規約第18条（共済契約の型の中途変更）に定める中途変更の申込みを承諾し、共済契約が発効した場合または共済契約の型が中途変更した場合において、従前の契約では規約第24条（申込日翌日以後発効日前日までの期間に発生した共済事故の取扱い）第1項に定める特約と同種の共済金を支払う<u>保障を契約</u>しておらず、新たに同項に定める特約を付帯したときは、その特約について、同条を準用し、共済期間中の事由とみなして共済金を支払います。<u>なお、学生総合共済および短期生命共済における重度後遺障害共済金は生命共済における災害死亡特約の災害重度障害共済金ならびに女性災害死亡特約の女性災害重度障害共済金と同種とみなします。</u></p> <p>〔以下略〕</p>	<p>(更新もしくは更改または中途変更した契約における発効前および変更前の共済事故の取扱い)</p> <p>第27条 この会は、規約第16条（共済契約の更新および更改）に定める更新もしくは更改または規約第18条（共済契約の型の中途変更）に定める中途変更の申込みを承諾し、共済契約が発効した場合または共済契約の型が中途変更した場合において、従前の契約では規約第24条（申込日翌日以後発効日前日までの期間に発生した共済事故の取扱い）第1項に定める特約と同種の共済金を支払う<u>特約を付帯</u>しておらず、新たに同項に定める特約を付帯したときは、その特約について、同条を準用し、共済期間中の事由とみなして共済金を支払います。〔挿入〕</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(更新もしくは更改または中途変更した契約における共済金支払いの取扱い)</p> <p>第28条 規約第16条（共済契約の更新および更改）に定める更新もしくは更改または規約第18条（共済契約の型の中途</p>	<p>(更新もしくは更改または中途変更した契約における共済金支払いの取扱い)</p> <p>第28条 規約第16条（共済契約の更新および更改）に定める更新もしくは更改または規約第18条（共済契約の型の中途</p>

新条文	旧条文
<p>変更) に定める中途変更をした契約における共済金支払いの取扱いは次の各号のとおりです。</p> <p>(1) 更新前もしくは更改前または中途変更前の契約と同種かつ同額範囲内の共済金額については、はじめて当該共済金額によって締結された共済契約の申込日から起算して共済金を支払います。<u>ただし、はじめて当該共済金額によって締結された共済契約が学生総合共済または短期生命共済の場合は、その発効日から起算して共済金を支払います。</u></p> <p>(2) 前号に当てはまらない部分については、更新もしくは更改または中途変更の申込日から起算して共済金を支払います。</p> <p>〔中略〕</p> <p>4. 被共済者がこども共済事業規約第8条(被共済者の範囲)第2項、<u>学生総合共済事業規約第8条(被共済者の範囲)第2項、第4項、および短期生命共済事業規約第8条(被共済者の範囲)第2項</u>に定める年齢の範囲外、<u>または学生総合共済事業規約第8条(被共済者の範囲)第1項および短期生命共済事業規約第8条(被共済者の範囲)第1項に定める「学生」でなくなり</u>、満了する共済契約と同一内容で共済契約の更新ができず、生命共済の契約に移行し、共済金額の変更や新たな特約の付帯をとまなう場合には、この会は、その共済金額の増額分または新たな特約部分について、規約第47条(死亡共済金および重度障害共済金)第2項第2号、第71条(疾病入院共済金)第2項、<u>第72条(疾病長期入院共済金)第2項、第77条(疾病総合入院共済金)第2項、第78条(疾病総合長期入院共済金)第2項、</u>第84条(女性疾病総合</p>	<p>変更) に定める中途変更をした契約における共済金支払いの取扱いは次の各号のとおりです。</p> <p>(1) 更新前もしくは更改前または中途変更前の契約と同種かつ同額範囲内の共済金額については、はじめて当該共済金額によって締結された共済契約の申込日から起算して共済金を支払います。〔挿入〕</p> <p>(2) 前号に当てはまらない部分については、更新もしくは更改または中途変更の申込日から起算して共済金を支払います。</p> <p>〔中略〕</p> <p>4. 被共済者がこども共済事業規約第8条(被共済者の範囲)第2項〔挿入〕に定める年齢の範囲外<u>となり</u>、満了する共済契約と同一内容で共済契約の更新ができず、生命共済の契約に移行し、共済金額の変更や新たな特約の付帯をとまなう場合には、この会は、その共済金額の増額分または新たな特約部分について、規約第47条(死亡共済金および重度障害共済金)第2項第2号、規約第71条(疾病入院共済金)第2項、〔挿入〕規約第77条(疾病総合入院共済金)第2項、〔挿入〕規約第84条(女性疾病総合入院共済金)第2項、〔挿入〕規約第118条(手術共済金〔挿入〕)第2項、〔挿入〕規約第<u>123</u>条(女性特定疾病総合入院共済金)第2項、<u>第133</u>条(疾病先進医療共済金)第2項および<u>第135</u>条(先進医療一時金)第3項の規定を適用しないことができます。</p>

新条文	旧条文
<p>入院共済金) 第2項、<u>第85条 (女性疾病総合長期入院共済金) 第2項</u>、第118条 (手術共済金 (2022年8月31日以前に受けた手術)) 第2項、<u>第119条 (手術共済金 (2022年9月1日以降に受けた手術)) 第3項</u>、第124条 (女性特定疾病総合入院共済金) 第2項、第134条 (疾病先進医療共済金) 第2項および第136条 (先進医療一時金) 第3項の規定を適用しないことができます。</p>	
<p>(生死不明の状態)</p> <p>第30条 この会は、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、規約第27条 (生死不明の場合の共済金の支払い) にもとづき次の各号に掲げる日において当該者が死亡したものとみなして規約第47条 (死亡共済金および重度障害共済金)、第53条 (災害死亡共済金および災害重度障害共済金)、第60条 (女性災害死亡共済金および女性災害重度障害共済金) および第129条 (家族死亡共済金および家族重度障害共済金) の規定を適用します。</p> <p>(1) 当該者が失踪宣告を受けたとき</p> <p>普通失踪においては7年間の期間が満了したとき、特別失踪においては死亡の原因となるべき危難の去ったときに当該者が死亡したものとみなします。</p> <p>(2) 当該者が船舶または航空機の事故またはその他の危難に遭い、その生死が、その危難の去った後、次の期間を経過してもわからないとき</p> <p>ア. 航空機の事故の場合 30日</p> <p>イ. 船舶の事故の場合 3ヵ月</p> <p>ウ. ア、イ以外の危難の場合 1年</p> <p>その危難の去ったときに当該者が死亡したものとみなします。</p>	<p>(生死不明の状態)</p> <p>第30条 この会は、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、規約第27条 (生死不明の場合の共済金の支払い) にもとづき次の各号に掲げる日において当該者が死亡したものとみなして規約第47条 (死亡共済金および重度障害共済金)、第53条 (災害死亡共済金および災害重度障害共済金)、第60条 (女性災害死亡共済金および女性災害重度障害共済金) および第128条 (家族死亡共済金および家族重度障害共済金) の規定を適用します。</p> <p>(1) 当該者が失踪宣告を受けたとき</p> <p>普通失踪においては7年間の期間が満了したとき、特別失踪においては死亡の原因となるべき危難の去ったときに当該者が死亡したものとみなします。</p> <p>(2) 当該者が船舶または航空機の事故またはその他の危難に遭い、その生死が、その危難の去った後、次の期間を経過してもわからないとき</p> <p>ア. 航空機の事故の場合 30日</p> <p>イ. 船舶の事故の場合 3ヵ月</p> <p>ウ. ア、イ以外の危難の場合 1年</p> <p>その危難の去ったときに当該者が死亡したものとみなします。</p>

新条文	旧条文
<p>ただし、それぞれの期間が経過する前であっても、当該者が死亡したものと認められるときは、各死亡共済金を支払うことができます。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>ただし、それぞれの期間が経過する前であっても、当該者が死亡したものと認められるときは、各死亡共済金を支払うことができます。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(重度障害および後遺障害の取扱い)</p> <p>第31条 〔中略〕</p> <p>2. この会は、次の各号のいずれかに該当する場合、重度障害および後遺障害について症状が固定したものとみなします。</p> <p>(1) 疾病により、規約別表第1「重度障害の定義」第2項に規定する障害の状態のうちいずれかに該当し、その原因となった疾病について回復の見込みがないとき</p> <p>(2) 不慮の事故により事故日から2年以内に、規約別表第1「重度障害の定義」第2項または規約別表第3「後遺障害等級別支払割合表」第2項に規定する障害の状態のうちいずれかに該当し、その原因となった傷害について回復の見込みがないとき</p> <p>(3) 不慮の事故により事故日から2年を超えて公的な障害認定(自動車賠償責任保険、労働災害、公務災害等)を受けたとき(事故日から<u>2年を経過した日</u>において医師からの症状固定の診断がされたものとみなします。)</p>	<p>(重度障害および後遺障害の取扱い)</p> <p>第31条 〔中略〕</p> <p>2. この会は、次の各号のいずれかに該当する場合、重度障害および後遺障害について症状が固定したものとみなします。</p> <p>(1) 疾病により、規約別表第1「重度障害の定義」第2項に規定する障害の状態のうちいずれかに該当し、その原因となった疾病について回復の見込みがないとき</p> <p>(2) 不慮の事故により事故日から2年以内に、規約別表第1「重度障害の定義」第2項または規約別表第3「後遺障害等級別支払割合表」第2項に規定する障害の状態のうちいずれかに該当し、その原因となった傷害について回復の見込みがないとき</p> <p>(3) 不慮の事故により事故日から2年を超えて公的な障害認定(自動車賠償責任保険、労働災害、公務災害等)を受けたとき(事故日から<u>2年目</u>において医師からの症状固定の診断がされたものとみなします。)</p>
<p>(障害等級の認定)</p> <p>第32条 規約第47条(死亡共済金および重度障害共済金)、第53条(災害死亡共済金および災害重度障害共済金)、第60条(女性災害死亡共済金および女性災害重度障害共済金)、第66条(災害後遺障害共済金)および第129条(家族死亡共済金および家族重度障害共済金)における重度障害お</p>	<p>(障害等級の認定)</p> <p>第32条 規約第47条(死亡共済金および重度障害共済金)、第53条(災害死亡共済金および災害重度障害共済金)、第60条(女性災害死亡共済金および女性災害重度障害共済金)、第66条(災害後遺障害共済金)および第128条(家族死亡共済金および家族重度障害共済金)における重度障害お</p>

新条文	旧条文
<p>よび後遺障害の等級の認定にあたっては、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年9月1日労働省令第22号）第14条（障害等級等）第2項から第4項に準じておこないます。</p>	<p>よび後遺障害の等級の認定にあたっては、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年9月1日労働省令第22号）第14条（障害等級等）第2項から第4項に準じておこないます。</p>
<p>（精神障害の定義） 第34条 規約第55条（災害死亡特約の共済金を支払わない場合）第1項第7号および第137条（<u>先進医療特約の共済金を支払わない場合</u>）第1項第1号における「精神障害」とは、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠（厚生労働省大臣官房統計情報部編）」（以下「分類提要」といいます。）の分類（F00～F99）によります。</p>	<p>（精神障害の定義） 第34条 規約第55条（災害死亡特約の共済金を支払わない場合）第1項第7号【挿入】における「精神障害」とは、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠（厚生労働省大臣官房統計情報部編）」（以下「分類提要」といいます。）の分類（F00～F99）によります。</p>
<p>（泥酔の定義） 第35条 規約第55条（災害死亡特約の共済金を支払わない場合）第1項第8号および第137条（<u>先進医療特約の共済金を支払わない場合</u>）第1項第2号における「泥酔」とは、アルコールの血中濃度0.35%以上（血液1ミリリットルにつき3.5ミリグラム以上または呼気1リットルにつき1.75ミリグラム以上）とします。</p>	<p>（泥酔の定義） 第35条 規約第55条（災害死亡特約の共済金を支払わない場合）第1項第8号【挿入】における「泥酔」とは、アルコールの血中濃度0.35%以上（血液1ミリリットルにつき3.5ミリグラム以上または呼気1リットルにつき1.75ミリグラム以上）とします。</p>
<p>（入院および通院の定義） 第36条 規約第71条（疾病入院共済金）、第72条（疾病長期入院共済金）、第77条（疾病総合入院共済金）、第78条（疾病総合長期入院共済金）、第84条（女性疾病総合入院共済金）、第85条（女性疾病総合長期入院共済金）、第89条（災害入院共済金）、第90条（災害長期入院共済金）、第96条（女性災害入院共済金）、第97条（女性災害長期入院共済金）、第113条（65日以上不担保入院共済金）および第124条（女性特定疾病総合入院共済金）における「入院」と</p>	<p>（入院および通院の定義） 第36条 規約第71条（疾病入院共済金）、第72条（疾病長期入院共済金）、第77条（疾病総合入院共済金）、第78条（疾病総合長期入院共済金）、第84条（女性疾病総合入院共済金）、第85条（女性疾病総合長期入院共済金）、第89条（災害入院共済金）、第90条（災害長期入院共済金）、第96条（女性災害入院共済金）、第97条（女性災害長期入院共済金）、第113条（65日以上不担保入院共済金）および第123条（女性特定疾病総合入院共済金）における「入院」と</p>

新条文	旧条文
<p>は、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>は、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(病院または診療所の定義)</p> <p>第37条 規約第71条(疾病入院共済金)第1項、第72条(疾病長期入院共済金)第1項、第77条(疾病総合入院共済金)第1項、第78条(疾病総合長期入院共済金)第1項、第84条(女性疾病総合入院共済金)第1項、第85条(女性疾病総合長期入院共済金)第1項、第89条(災害入院共済金)第1項、第90条(災害長期入院共済金)第1項、第96条(女性災害入院共済金)第1項、第97条(女性災害長期入院共済金)第1項、第113条(65日以上不担保入院共済金)第1項、第124条(女性特定疾病総合入院共済金)第1項における「病院または診療所」とは、医療法に定める病院または患者の収容施設をもつ診療所です。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>(病院または診療所の定義)</p> <p>第37条 規約第71条(疾病入院共済金)第1項、第72条(疾病長期入院共済金)第1項、第77条(疾病総合入院共済金)第1項、第78条(疾病総合長期入院共済金)第1項、第84条(女性疾病総合入院共済金)第1項、第85条(女性疾病総合長期入院共済金)第1項、第89条(災害入院共済金)第1項、第90条(災害長期入院共済金)第1項、第96条(女性災害入院共済金)第1項、第97条(女性災害長期入院共済金)第1項、第113条(65日以上不担保入院共済金)第1項および第123条(女性特定疾病総合入院共済金)第1項における「病院または診療所」とは、医療法に定める病院または患者の収容施設をもつ診療所です。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(「医師」他の定義)</p> <p>第38条 規約第66条(災害後遺障害共済金)第2項、第71条(疾病入院共済金)第6項、第77条(疾病総合入院共済金)第6項、第84条(女性疾病総合入院共済金)第6項、第89条(災害入院共済金)第4項、第96条(女性災害入院共済金)第4項、第102条(災害通院共済金)第3項および第6項、第108条(女性災害通院共済金)第3項および第6項、第113条(65日以上不担保入院共済金)第5項、第124条(女性特定疾病総合入院共済金)第7項、ならびに別表第1「重度障害の定義」における「医師」とは、</p>	<p>(「医師」他の定義)</p> <p>第38条 規約第66条(災害後遺障害共済金)第2項、第71条(疾病入院共済金)第6項、第77条(疾病総合入院共済金)第6項、第84条(女性疾病総合入院共済金)第6項、第89条(災害入院共済金)第4項、第96条(女性災害入院共済金)第4項、第102条(災害通院共済金)第3項および第6項、第108条(女性災害通院共済金)第3項および第6項、第113条(65日以上不担保入院共済金)第5項、第123条(女性特定疾病総合入院共済金)第7項、ならびに別表第1「重度障害の定義」における「医師」とは、</p>

新条文	旧条文
<p>医師法に定める医師または歯科医師法に定める歯科医師とします。なお、日本の医師または歯科医師と同等であると認められる日本国外の医師または歯科医師を含みます。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>医師法に定める医師または歯科医師法に定める歯科医師とします。なお、日本の医師または歯科医師と同等であると認められる日本国外の医師または歯科医師を含みます。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(健康保険および<u>公的医療保険制度</u>の範囲)</p> <p>第39条 第36条(入院および通院の定義)第6項および規約第118条(手術共済金 <u>(2022年8月31日以前に受けた手術)</u>)第6項における「健康保険」、<u>ならびに規約第119条(手術共済金(2022年9月1日以降に受けた手術)第2項における「公的医療保険制度」</u>とは、次のいずれかの法律にもとづく医療保険制度によるものをいいます。なお、次のいずれかの法律にもとづく医療保険制度の適用が受けられる場合において労働者災害補償保険または自動車賠償責任保険を適用したときを含みます。</p> <p>(1) 健康保険法(大正11年4月22日法律第70号)</p> <p>(2) 国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)</p> <p>(3) 国家公務員共済組合法(昭和33年5月1日法律第128号)</p> <p>(4) 地方公務員等共済組合法(昭和37年9月8日法律第152号)</p> <p>(5) 私立学校教職員共済法(昭和28年8月21日法律第245号)</p> <p>(6) <u>船員保険法(昭和14年4月6日法律第73号)</u></p> <p>(7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年8月17日法律第80号)</p>	<p>(健康保険 〔挿入〕 の範囲)</p> <p>第39条 第36条(入院および通院の定義)第6項および規約第118条(手術共済金 〔挿入〕)第6項における「健康保険」〔挿入〕とは、次のいずれかの法律にもとづく医療保険制度によるものをいいます。なお、次のいずれかの法律にもとづく医療保険制度の適用が受けられる場合において労働者災害補償保険または自動車賠償責任保険を適用したときを含みます。</p> <p>(1) 健康保険法(大正11年4月22日法律第70号)</p> <p>(2) 国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)</p> <p>(3) 国家公務員共済組合法(昭和33年5月1日法律第128号)</p> <p>(4) 地方公務員等共済組合法(昭和37年9月8日法律第152号)</p> <p>(5) 私立学校教職員共済法(昭和28年8月21日法律第245号)</p> <p>(6) <u>船員組合法(昭和22年9月1日法律第100号)</u></p> <p>(7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年8月17日法律第80号)</p>
<p>(臓器等の定義)</p> <p>第40条 規約第71条(疾病入院共済金)第11項、第77条(疾病</p>	<p>(臓器等の定義)</p> <p>第40条 規約第71条(疾病入院共済金)第11項、第77条(疾病</p>

新条文	旧条文
<p>総合入院共済金) 第10項、第84条 (女性疾病総合入院共済金) 第10項、第113条 (65日以上不担保入院共済金) 第7項、第118条 (手術共済金 <u>(2022年8月31日以前に受けた手術)</u>) 第6項、<u>第119条 (手術共済金 (2022年9月1日以降に受けた手術))</u> 第9項および第134条 (疾病先進医療共済金) 第5項における「臓器等」とは、胸腹部臓器、骨髄および皮膚をいいます。</p>	<p>総合入院共済金) 第10項、第84条 (女性疾病総合入院共済金) 第10項、第113条 (65日以上不担保入院共済金) 第7項、第118条 (手術共済金 〔挿入〕) 第6項 〔挿入〕 および第133条 (疾病先進医療共済金) 第5項における「臓器等」とは、胸腹部臓器、骨髄および皮膚をいいます。</p>
<p><u>(診療報酬点数の定義)</u> <u>第41条 規約別表第5「手術支払倍率表」における「診療報酬点数」とは、実施した手術に割り当てられた診療報酬点数のみをいいます。各種加算等その他の点数は含みません。また、「短期滞在手術 (手術、入院等の費用が一括して算定されるもの)」は、実施した手術の診療報酬点数のみをいいます。</u></p>	<p>〔新設〕</p>
<p>(薬物依存の定義) 第42条 〔以下略〕</p>	<p>(薬物依存の定義) 第41条 〔以下略〕</p>
<p>(他覚症状の定義) 第43条 〔以下略〕</p>	<p>(他覚症状の定義) 第42条 〔以下略〕</p>
<p>(扶養する親、扶養する子および同居する子の定義) 第44条 規約第129条 (家族死亡共済金および家族重度障害共済金) 第3項に定める「被共済者を扶養する親またはその配偶者」とは、当該者の収入で被共済者の生計を維持している親またはその配偶者で、同居であることを要しません。 2. 規約第129条 (家族死亡共済金および家族重度障害共済金) 第4項に定める「被共済者または被共済者の配偶者のいずれかが扶養する」「被共済者の子または被共済者の</p>	<p>(扶養する親、扶養する子および同居する子の定義) 第43条 規約第128条 (家族死亡共済金および家族重度障害共済金) 第3項に定める「被共済者を扶養する親またはその配偶者」とは、当該者の収入で被共済者の生計を維持している親またはその配偶者で、同居であることを要しません。 2. 規約第128条 (家族死亡共済金および家族重度障害共済金) 第4項に定める「被共済者または被共済者の配偶者のいずれかが扶養する」「被共済者の子または被共済者の</p>

新条文	旧条文
<p>配偶者の子」とは、被共済者または被共済者の配偶者の収入で生計を維持している未婚の実子または養子で、同居であることを要しません。</p> <p>3. 規約第129条（家族死亡共済金および家族重度障害共済金）第4項に定める「被共済者または被共済者の配偶者のいずれかが」「同居する、被共済者の子または被共済者の配偶者の子」には、被共済者または被共済者の配偶者と同居する実子または養子の配偶者を含みます。</p>	<p>配偶者の子」とは、被共済者または被共済者の配偶者の収入で生計を維持している未婚の実子または養子で、同居であることを要しません。</p> <p>3. 規約第128条（家族死亡共済金および家族重度障害共済金）第4項に定める「被共済者または被共済者の配偶者のいずれかが」「同居する、被共済者の子または被共済者の配偶者の子」には、被共済者または被共済者の配偶者と同居する実子または養子の配偶者を含みます。</p>
<p>(すでに罹患していた疾病の定義)</p> <p>第45条 規約第47条（死亡共済金および重度障害共済金）第2項第2号、第71条（疾病入院共済金）第2項、第72条（疾病長期入院共済金）第2項、第77条（疾病総合入院共済金）第2項、第78条（疾病総合長期入院共済金）第2項、第84条（女性疾病総合入院共済金）第2項、第85条（女性疾病総合長期入院共済金）第2項、第118条（手術共済金（2022年8月31日以前に受けた手術））第2項、<u>第119条（手術共済金（2022年9月1日以降に受けた手術））第3項</u>、第124条（女性特定疾病総合入院共済金）第2項、第130条（家族死亡特約の共済金を支払わない場合）第1項第2号、第134条（疾病先進医療共済金）第2項および第136条（先進医療一時金）第3項における「すでに罹患していた」とは、次の各号のいずれかの状態をいいます。ただし、規約第130条（家族死亡特約の共済金を支払わない場合）においては、「被共済者」を「当該家族」と読み替えます。</p> <p>(1) 被共済者または共済契約者が、申込日以前に被共済者の疾病の症状について自覚または認識していた場合</p> <p>(2) 被共済者が、申込日以前に医師の診療を受けていた</p>	<p>(すでに罹患していた疾病の定義)</p> <p>第44条 規約第47条（死亡共済金および重度障害共済金）第2項第2号、第71条（疾病入院共済金）第2項、第72条（疾病長期入院共済金）第2項、第77条（疾病総合入院共済金）第2項、第78条（疾病総合長期入院共済金）第2項、第84条（女性疾病総合入院共済金）第2項、第85条（女性疾病総合長期入院共済金）第2項、第118条（手術共済金【挿入】）第2項、<u>【挿入】第123条（女性特定疾病総合入院共済金）第2項</u>、第129条（家族死亡特約の共済金を支払わない場合）第1項第2号、第133条（疾病先進医療共済金）第2項および第135条（先進医療一時金）第3項における「すでに罹患していた」とは、次の各号のいずれかの状態をいいます。ただし、規約第129条（家族死亡特約の共済金を支払わない場合）においては、「被共済者」を「当該家族」と読み替えます。</p> <p>(1) 被共済者または共済契約者が、申込日以前に被共済者の疾病の症状について自覚または認識していた場合</p> <p>(2) 被共済者が、申込日以前に医師の診療を受けていた</p>

新条文	旧条文
<p>場合、または被共済者もしくは被共済者の法定代理人 が、健康診断等において検査異常の指摘を受けていた 場合</p>	<p>場合、または被共済者もしくは被共済者の法定代理人 が、健康診断等において検査異常の指摘を受けていた 場合</p>
<p>(急激かつ偶然な外因による事故の定義) 第46条 〔以下略〕</p>	<p>(急激かつ偶然な外因による事故の定義) 第45条 〔以下略〕</p>
<p>(2019年9月1日以降に発生した不慮の事故において非通院日を 通院日と認める場合) 第47条 〔中略〕 2. 前項に定める固定具とは、<u>ギプス、ギプスシーネ、ギ プスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいい ます。なお、</u>内固定、サポーター、テーピング、包帯、 絆創膏等は含みません。 〔以下略〕</p>	<p>(2019年9月1日以降に発生した不慮の事故において非通院日を 通院日と認める場合) 第46条 〔中略〕 2. 前項に定める固定具には、<u>内固定、サポーター、テー ピング、包帯、絆創膏等は含みません。</u> 〔以下略〕</p>
<p>(2019年8月31日以前に発生した不慮の事故において非通院日 を通院日と認める場合) 第48条 〔以下略〕</p>	<p>(2019年8月31日以前に発生した不慮の事故において非通院日 を通院日と認める場合) 第47条 〔以下略〕</p>
<p>(同一の原因による入院の取扱い) 第49条 規約第71条(疾病入院共済金)第5項、第72条(疾病 長期入院共済金)第3項、第77条(疾病総合入院共済金) 第5項、第78条(疾病総合長期入院共済金)第3項、第 84条(女性疾病総合入院共済金)第5項、第85条(女性 疾病総合長期入院共済金)第3項、第89条(災害入院共 済金)第3項、第90条(災害長期入院共済金)第2項、 第96条(女性災害入院共済金)第3項、第97条(女性災 害長期入院共済金)第2項、第113条(65日以上不担保入 院共済金)第3項および第124条(女性特定疾病総合入院 共済金)第6項における「同一の原因」による入院には、 傷病名を異にするものであっても因果関係のある一連の</p>	<p>(同一の原因による入院の取扱い) 第48条 規約第71条(疾病入院共済金)第5項、第72条(疾病 長期入院共済金)第3項、第77条(疾病総合入院共済金) 第5項、第78条(疾病総合長期入院共済金)第3項、第 84条(女性疾病総合入院共済金)第5項、第85条(女性 疾病総合長期入院共済金)第3項、第89条(災害入院共 済金)第3項、第90条(災害長期入院共済金)第2項、 第96条(女性災害入院共済金)第3項、第97条(女性災 害長期入院共済金)第2項、第113条(65日以上不担保入 院共済金)第3項および第123条(女性特定疾病総合入院 共済金)第6項における「同一の原因」による入院には、 傷病名を異にするものであっても因果関係のある一連の</p>

新条文	旧条文
<p>傷病による入院を含みます。</p>	<p>傷病による入院を含みます。</p>
<p>(申込日以前の不慮の事故を原因とする入院、手術または先進医療の取扱い)</p> <p>第50条 この会は、被共済者が、申込日以前に発生した不慮の事故を直接の原因として、申込日から2年を超えて入院を開始した場合、または手術もしくは先進医療による療養を受けた場合には、疾病を原因とする入院、手術または先進医療による療養とみなして規約第71条（疾病入院共済金）、第72条（疾病長期入院共済金）、第77条（疾病総合入院共済金）、第78条（疾病総合長期入院共済金）、第84条（女性疾病総合入院共済金）、第85条（女性疾病総合長期入院共済金）、第113条（65日以上不担保入院共済金）、第118条（手術共済金 <u>（2022年8月31日以前に受けた手術）</u>）、<u>第119条（手術共済金（2022年9月1日以降に受けた手術）</u>）、第134条（疾病先進医療共済金）および第136条（先進医療一時金）の規定を適用します。</p>	<p>(申込日以前の不慮の事故を原因とする入院、手術または先進医療の取扱い)</p> <p>第49条 この会は、被共済者が、申込日以前に発生した不慮の事故を直接の原因として、申込日から2年を超えて入院を開始した場合、または手術もしくは先進医療による療養を受けた場合には、疾病を原因とする入院、手術または先進医療による療養とみなして規約第71条（疾病入院共済金）、第72条（疾病長期入院共済金）、第77条（疾病総合入院共済金）、第78条（疾病総合長期入院共済金）、第84条（女性疾病総合入院共済金）、第85条（女性疾病総合長期入院共済金）、第113条（65日以上不担保入院共済金）、第118条（手術共済金 【挿入】）、【挿入】第133条（疾病先進医療共済金）および第135条（先進医療一時金）の規定を適用します。</p>
<p>(基本契約共済金額、災害死亡特約共済金額、女性災害死亡特約共済金額、災害後遺障害特約共済金額、手術特約共済金額、家族死亡特約共済金額の適用)</p> <p>第51条 規約第47条（死亡共済金および重度障害共済金）第1項、第53条（災害死亡共済金および災害重度障害共済金）第1項、第60条（女性災害死亡共済金および女性災害重度障害共済金）第1項、第66条（災害後遺障害共済金）第1項、第118条（手術共済金 <u>（2022年8月31日以前に受けた手術）</u>）第1項、<u>第119条（手術共済金（2022年9月1日以降に受けた手術）</u>）第1項および第129条（家族死亡共済金および家族重度障害共済金）第1項から第4項における各共済金額は、共済事故が発生したときの契約</p>	<p>(基本契約共済金額、災害死亡特約共済金額、女性災害死亡特約共済金額、災害後遺障害特約共済金額、手術特約共済金額、家族死亡特約共済金額の適用)</p> <p>第50条 規約第47条（死亡共済金および重度障害共済金）第1項、第53条（災害死亡共済金および災害重度障害共済金）第1項、第60条（女性災害死亡共済金および女性災害重度障害共済金）第1項、第66条（災害後遺障害共済金）第1項、第118条（手術共済金 【挿入】）第1項 【挿入】 および第128条（家族死亡共済金および家族重度障害共済金）第1項から第4項における各共済金額は、共済事故が発生したときの契約の共済金額とします。</p>

新条文	旧条文
<p>の共済金額とします。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、不慮の事故が発生した後に共済金額を増額する契約の申込みがなされ、当該契約発効後にその不慮の事故を直接の原因とする共済事故が発生した場合には、規約第53条（災害死亡共済金および災害重度障害共済金）第1項、第60条（女性災害死亡共済金および女性災害重度障害共済金）第1項、第66条（災害後遺障害共済金）第1項および第118条（手術共済金 <u>（2022年8月31日以前に受けた手術）</u>）第1項第2号 <u>および第119条（手術共済金（2022年9月1日以降に受けた手術））第1項第2号</u>における各特約共済金額は、不慮の事故発生時の契約の共済金額とします。なお、規約第118条（手術共済金 <u>（2022年8月31日以前に受けた手術）</u>）第6項第2号 <u>および第119条（手術共済金（2022年9月1日以降に受けた手術））第9項第2号</u>の定めにより疾病の治療を直接の目的とする手術とみなす場合も同様の取扱いとします。</p>	<p>2. 前項の規定にかかわらず、不慮の事故が発生した後に共済金額を増額する契約の申込みがなされ、当該契約発効後にその不慮の事故を直接の原因とする共済事故が発生した場合には、規約第53条（災害死亡共済金および災害重度障害共済金）第1項、第60条（女性災害死亡共済金および女性災害重度障害共済金）第1項、第66条（災害後遺障害共済金）第1項および第118条（手術共済金 〔挿入〕）第1項第2号 〔挿入〕における各特約共済金額は、不慮の事故発生時の契約の共済金額とします。なお、規約第118条（手術共済金 〔挿入〕）第6項第2号 〔挿入〕の定めにより疾病の治療を直接の目的とする手術とみなす場合も同様の取扱いとします。</p>
<p>（入院に関する各特約共済金額の適用）</p> <p>第52条 規約第71条（疾病入院共済金）第1項、第77条（疾病総合入院共済金）第1項、第84条（女性疾病総合入院共済金）第1項、第89条（災害入院共済金）第1項、第96条（女性災害入院共済金）第1項、第113条（65日以上不担保入院共済金）第1項および第124条（女性特定疾病総合入院共済金）第1項における各特約共済金額は、入院開始時の契約の共済金額とします。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、規約第71条（疾病入院共済金）第1項、第77条（疾病総合入院共済金）第1項、第84条（女性疾病総合入院共済金）第1項、第89条（災害</p>	<p>（入院に関する各特約共済金額の適用）</p> <p>第51条 規約第71条（疾病入院共済金）第1項、第77条（疾病総合入院共済金）第1項、第84条（女性疾病総合入院共済金）第1項、第89条（災害入院共済金）第1項、第96条（女性災害入院共済金）第1項、第113条（65日以上不担保入院共済金）第1項および第123条（女性特定疾病総合入院共済金）第1項における各特約共済金額は、入院開始時の契約の共済金額とします。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、規約第71条（疾病入院共済金）第1項、第77条（疾病総合入院共済金）第1項、第84条（女性疾病総合入院共済金）第1項、第89条（災害</p>

新条文	旧条文
<p>入院共済金) 第1項、第96条(女性災害入院共済金) 第1項、第113条(65日以上不担保入院共済金) 第1項および第124条(女性特定疾病総合入院共済金) 第1項に定める入院の期間中に共済金額を減額する契約が発効した場合には、その発効日以後の入院期間については、各特約共済金額は、減額となった契約の共済金額とします。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>入院共済金) 第1項、第96条(女性災害入院共済金) 第1項、第113条(65日以上不担保入院共済金) 第1項および第123条(女性特定疾病総合入院共済金) 第1項に定める入院の期間中に共済金額を減額する契約が発効した場合には、その発効日以後の入院期間については、各特約共済金額は、減額となった契約の共済金額とします。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(災害通院特約共済金額および女性災害通院特約共済金額の適用)</p> <p>第53条 規約第102条(災害通院共済金) 第1項および第108条(女性災害通院共済金) 第1項における各特約共済金額は、通院開始時の契約の共済金額とします。ただし、第47条(2019年9月1日以降に発生した不慮の事故において非通院日を通院日と認める場合) または第48条(2019年8月31日以前に発生した不慮の事故において非通院日を通院日と認める場合) の規定により各共済金を支払う場合は、固定具装着開始時の契約の共済金額とします。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、規約第102条(災害通院共済金) 第1項および第108条(女性災害通院共済金) 第1項に定める通院の期間中、または第48条(2019年8月31日以前に発生した不慮の事故において非通院日を通院日と認める場合) に定める固定具装着の期間中に共済金額を減額する契約が発効した場合には、その発効日以後の通院期間もしくは固定具装着期間については、各特約共済金額は、減額となった契約の共済金額とします。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>(災害通院特約共済金額および女性災害通院特約共済金額の適用)</p> <p>第52条 規約第102条(災害通院共済金) 第1項および第108条(女性災害通院共済金) 第1項における各特約共済金額は、通院開始時の契約の共済金額とします。ただし、第46条(2019年9月1日以降に発生した不慮の事故において非通院日を通院日と認める場合) または第47条(2019年8月31日以前に発生した不慮の事故において非通院日を通院日と認める場合) の規定により各共済金を支払う場合は、固定具装着開始時の契約の共済金額とします。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、規約第102条(災害通院共済金) 第1項および第108条(女性災害通院共済金) 第1項に定める通院の期間中、または第47条(2019年8月31日以前に発生した不慮の事故において非通院日を通院日と認める場合) に定める固定具装着の期間中に共済金額を減額する契約が発効した場合には、その発効日以後の通院期間もしくは固定具装着期間については、各特約共済金額は、減額となった契約の共済金額とします。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(身体障害の固定前に共済期間が満了した場合の特例)</p> <p>第54条 〔以下略〕</p>	<p>(身体障害の固定前に共済期間が満了した場合の特例)</p> <p>第53条 〔以下略〕</p>

新条文	旧条文
<p>(入院中および災害通院の期間中に共済期間が満了した場合の特例)</p> <p>第55条 疾病入院特約、疾病総合入院特約、女性疾病総合入院特約、災害入院特約、女性災害入院特約、65日以上不担保入院特約または女性特定疾病総合入院特約を付帯する契約において、被共済者の入院中に共済期間が満了し、被共済者の年齢により、別表第1「共済契約の型」に規定する同一の共済契約の型に共済契約を更新できなかったときは、満了日以前から継続する入院についてのみ、満了日以前の共済期間中の入院とみなして規約第71条（疾病入院共済金）、第72条（疾病長期入院共済金）、第77条（疾病総合入院共済金）、第78条（疾病総合長期入院共済金）、第84条（女性疾病総合入院共済金）、第85条（女性疾病総合長期入院共済金）、第89条（災害入院共済金）、第90条（災害長期入院共済金）、第96条（女性災害入院共済金）、第97条（女性災害長期入院共済金）、第113条（65日以上不担保入院共済金）および第124条（女性特定疾病総合入院共済金）の規定を適用します。</p> <p>〔中略〕</p> <p>3. 手術特約を付帯する契約において、被共済者の入院中に共済期間が満了し、被共済者の年齢により、別表第1「共済契約の型」に規定する同一の共済契約の型に共済契約を更新できなかったときは、満了日以前から継続する入院中に受けた手術について、その入院の原因となった傷病の治療を直接の目的とする場合に限り、満了日の翌日以後に受けた手術であっても満了日以前の共済期間中の手術とみなして、規約第118条（手術共済金 <u>(2022年8月31日以前に受けた手術)</u>）および第119条（手術共済金 <u>(2022年9</u></p>	<p>(入院中および災害通院の期間中に共済期間が満了した場合の特例)</p> <p>第54条 疾病入院特約、疾病総合入院特約、女性疾病総合入院特約、災害入院特約、女性災害入院特約、65日以上不担保入院特約または女性特定疾病総合入院特約を付帯する契約において、被共済者の入院中に共済期間が満了し、被共済者の年齢により、別表第1「共済契約の型」に規定する同一の共済契約の型に共済契約を更新できなかったときは、満了日以前から継続する入院についてのみ、満了日以前の共済期間中の入院とみなして規約第71条（疾病入院共済金）、第72条（疾病長期入院共済金）、第77条（疾病総合入院共済金）、第78条（疾病総合長期入院共済金）、第84条（女性疾病総合入院共済金）、第85条（女性疾病総合長期入院共済金）、第89条（災害入院共済金）、第90条（災害長期入院共済金）、第96条（女性災害入院共済金）、第97条（女性災害長期入院共済金）、第113条（65日以上不担保入院共済金）および第123条（女性特定疾病総合入院共済金）の規定を適用します。</p> <p>〔中略〕</p> <p>3. 手術特約を付帯する契約において、被共済者の入院中に共済期間が満了し、被共済者の年齢により、別表第1「共済契約の型」に規定する同一の共済契約の型に共済契約を更新できなかったときは、満了日以前から継続する入院中に受けた手術について、その入院の原因となった傷病の治療を直接の目的とする場合に限り、満了日の翌日以後に受けた手術であっても満了日以前の共済期間中の手術とみなして、規約第118条（手術共済金 〔挿入〕）〔挿入〕 の規定を適用します。ただし規約第71条（疾病入院共済金）、</p>

新条文	旧条文
<p><u>月1日以降に受けた手術</u>)の規定を適用します。ただし規約第71条(疾病入院共済金)、第77条(疾病総合入院共済金)、第84条(女性疾病総合入院共済金)、第89条(災害入院共済金)、第96条(女性災害入院共済金)、第113条(65日以上不担保入院共済金)または第124条(女性特定疾病総合入院共済金)に定める各入院共済金が支払われる期間中の手術に限ります。</p> <p>4. 先進医療特約を付帯する契約において、被共済者の入院中に共済期間が満了し、被共済者の年齢により、別表第1「共済契約の型」に規定する同一の共済契約の型に共済契約を更新できなかったとき(引き続いて先進医療型の共済契約を締結する場合を除きます。)は、満了日以前から継続する入院中に受けた先進医療による療養について、その入院の原因となった傷病を直接の原因とする場合に限り、満了日の翌日以後に受けた療養であっても満了日以前の共済期間中の療養とみなして、規約第134条(疾病先進医療共済金)、第135条(災害先進医療共済金)および第136条(先進医療一時金)の規定を適用します。ただし、規約第77条(疾病総合入院共済金)、第84条(女性疾病総合入院共済金)、第89条(災害入院共済金)、第96条(女性災害入院共済金)もしくは第124条(女性特定疾病総合入院共済金)に定める各入院共済金または定期生命共済事業規約に定める歳満期型疾病入院共済金もしくは歳満期型災害入院共済金が支払われる期間中の療養に限ります。</p>	<p>第77条(疾病総合入院共済金)、第84条(女性疾病総合入院共済金)、第89条(災害入院共済金)、第96条(女性災害入院共済金)、第113条(65日以上不担保入院共済金)または第123条(女性特定疾病総合入院共済金)に定める各入院共済金が支払われる期間中の手術に限ります。</p> <p>4. 先進医療特約を付帯する契約において、被共済者の入院中に共済期間が満了し、被共済者の年齢により、別表第1「共済契約の型」に規定する同一の共済契約の型に共済契約を更新できなかったとき(引き続いて先進医療型の共済契約を締結する場合を除きます。)は、満了日以前から継続する入院中に受けた先進医療による療養について、その入院の原因となった傷病を直接の原因とする場合に限り、満了日の翌日以後に受けた療養であっても満了日以前の共済期間中の療養とみなして、規約第133条(疾病先進医療共済金)、第134条(災害先進医療共済金)および第135条(先進医療一時金)の規定を適用します。ただし、規約第77条(疾病総合入院共済金)、第84条(女性疾病総合入院共済金)、第89条(災害入院共済金)、第96条(女性災害入院共済金)もしくは第123条(女性特定疾病総合入院共済金)に定める各入院共済金または定期生命共済事業規約に定める歳満期型疾病入院共済金もしくは歳満期型災害入院共済金が支払われる期間中の療養に限ります。</p>
<p>(入院中に共済契約が消滅した場合の特例) 第56条 疾病入院特約、疾病総合入院特約、女性疾病総合入院特約、災害入院特約、女性災害入院特約、65日以上不担</p>	<p>(入院中に共済契約が消滅した場合の特例) 第55条 疾病入院特約、疾病総合入院特約、女性疾病総合入院特約、災害入院特約、女性災害入院特約、65日以上不担</p>

新条文	旧条文
<p>保入院特約または女性特定疾病総合入院特約を付帯する契約において、被共済者が入院中に重度障害となり、共済契約が消滅したときは、共済期間中から継続する入院についてのみ、共済期間中の入院とみなして規約第71条（疾病入院共済金）、第72条（疾病長期入院共済金）、第77条（疾病総合入院共済金）、第78条（疾病総合長期入院共済金）、第84条（女性疾病総合入院共済金）、第85条（女性疾病総合長期入院共済金）、第89条（災害入院共済金）、第90条（災害長期入院共済金）、第96条（女性災害入院共済金）、第97条（女性災害長期入院共済金）、第113条（65日以上不担保入院共済金）および第124条（女性特定疾病総合入院共済金）の規定を適用します。</p>	<p>保入院特約または女性特定疾病総合入院特約を付帯する契約において、被共済者が入院中に重度障害となり、共済契約が消滅したときは、共済期間中から継続する入院についてのみ、共済期間中の入院とみなして規約第71条（疾病入院共済金）、第72条（疾病長期入院共済金）、第77条（疾病総合入院共済金）、第78条（疾病総合長期入院共済金）、第84条（女性疾病総合入院共済金）、第85条（女性疾病総合長期入院共済金）、第89条（災害入院共済金）、第90条（災害長期入院共済金）、第96条（女性災害入院共済金）、第97条（女性災害長期入院共済金）、第113条（65日以上不担保入院共済金）および第123条（女性特定疾病総合入院共済金）の規定を適用します。</p>
<p>（外貌障害にかかわる災害後遺障害共済金の取扱い） 第57条 〔以下略〕</p>	<p>（外貌障害にかかわる災害後遺障害共済金の取扱い） 第56条 〔以下略〕</p>
<p>（感染症における事故日の取扱い） 第58条 〔以下略〕</p>	<p>（感染症における事故日の取扱い） 第57条 〔以下略〕</p>
<p><u>（「手術特約の共済金を支払わない場合」の準用）</u> 第59条 <u>規約第120条（手術特約の共済金を支払わない場合）の規定は、第118条（手術共済金（2022年8月31日以前に受けた手術））においても、準用します。</u></p>	<p>〔新設〕</p>
<p>（契約者割戻金の割り当て） 第60条 規約第139条（契約者割戻金）第1項に定める「当該事業年度の決算日が属する月の末日において有効であった共済契約」とは、事業年度の決算日が属する月の末日の24時までの効力を有する共済契約または当該事業年度の決算日が属する月の末日中に規約第36条（共済契約の消滅）により消滅した共済契約をいいます。</p>	<p>（契約者割戻金の割り当て） 第58条 規約第138条（契約者割戻金）第1項に定める「当該事業年度の決算日が属する月の末日において有効であった共済契約」とは、事業年度の決算日が属する月の末日の24時までの効力を有する共済契約または当該事業年度の決算日が属する月の末日中に規約第36条（共済契約の消滅）により消滅した共済契約をいいます。</p>

新条文	旧条文
〔以下略〕	〔以下略〕
<p>(据置割戻金に対する利息)</p> <p>第61条 歳満期型契約に付帯する先進医療型の共済契約については、規約第139条（契約者割戻金）第3項の規定により契約者割戻金を据え置くものとします。据え置かれた契約者割戻金を据置割戻金といい、当該事業年度の決算日の翌月1日から1年以上据え置いた据置割戻金には、据置利息をつけるものとします。</p>	<p>(据置割戻金に対する利息)</p> <p>第59条 歳満期型契約に付帯する先進医療型の共済契約については、規約第138条（契約者割戻金）第3項の規定により契約者割戻金を据え置くものとします。据え置かれた契約者割戻金を据置割戻金といい、当該事業年度の決算日の翌月1日から1年以上据え置いた据置割戻金には、据置利息をつけるものとします。</p>
<p>(契約者割戻金の支払方法)</p> <p>第62条 規約第139条（契約者割戻金）に定める契約者割戻金の支払方法につき、この会は次のいずれかの方法で支払います。ただし、この会の会員が取り扱っている支払方法に限りです。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) この会の会員の組合員出資金への振り替え (2) 共済掛金振替口座への振込みによる支払い (3) 共済契約者の指定する口座への振込みによる支払い (4) この会の会員に登録している共済契約者名義の口座への振込みによる支払い (5) 第66条（電磁的方法による契約者割戻金の支払い）に定める方法による支払い <p>2. 規約第139条（契約者割戻金）に定める契約者割戻金は、この会より直接、またはこの会の会員を経由して、共済契約者に支払います。</p>	<p>(契約者割戻金の支払方法)</p> <p>第60条 規約第138条（契約者割戻金）に定める契約者割戻金の支払方法につき、この会は次のいずれかの方法で支払います。ただし、この会の会員が取り扱っている支払方法に限りです。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) この会の会員の組合員出資金への振り替え (2) 共済掛金振替口座への振込みによる支払い (3) 共済契約者の指定する口座への振込みによる支払い (4) この会の会員に登録している共済契約者名義の口座への振込みによる支払い (5) 第64条（電磁的方法による契約者割戻金の支払い）に定める方法による支払い <p>2. 規約第138条（契約者割戻金）に定める契約者割戻金は、この会より直接、またはこの会の会員を経由して、共済契約者に支払います。</p>
<p>(歳満期型契約に付帯する先進医療型の共済契約における契約者割戻金の支払い)</p> <p>第63条 〔以下略〕</p>	<p>(歳満期型契約に付帯する先進医療型の共済契約における契約者割戻金の支払い)</p> <p>第61条 〔以下略〕</p>
(電磁的方法による共済契約の申込み)	(電磁的方法による共済契約の申込み)

新条文	旧条文
<p>第64条 【以下略】</p> <p>(電磁的方法による共済契約の手続き)</p> <p>第65条 【中略】</p> <p>4. 第1項第3号に規定する共済契約者等の氏名変更の手続きは、次の各号に定めるとおりです。</p> <p>(1) 共済契約者は、この会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面等に<u>変更後の</u>共済契約者等の氏名を入力し、この会に送信します。</p> <p>(2) この会は前号で入力された事項の受信をもって、共済契約者から通知があったものとみなします。この場合、この会は入力された事項の受信を確認したうえで、通知を受け付けた旨を電磁的方法で共済契約者に通知します。</p> <p>【以下略】</p>	<p>第62条 【以下略】</p> <p>(電磁的方法による共済契約の手続き)</p> <p>第63条 【中略】</p> <p>4. 第1項第3号に規定する共済契約者等の氏名変更の手続きは、次の各号に定めるとおりです。</p> <p>(1) 共済契約者は、この会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面等に【挿入】共済契約者等の氏名を入力し、この会に送信します。</p> <p>(2) この会は前号で入力された事項の受信をもって、共済契約者から通知があったものとみなします。この場合、この会は入力された事項の受信を確認したうえで、通知を受け付けた旨を電磁的方法で共済契約者に通知します。</p> <p>【以下略】</p>
<p>(電磁的方法による契約者割戻金の支払い)</p> <p>第66条 【以下略】</p>	<p>(電磁的方法による契約者割戻金の支払い)</p> <p>第64条 【以下略】</p>
<p>(重複の回避)</p> <p>第67条 第64条 (電磁的方法による共済契約の申込み) に定める共済契約の申込みが規約第13条 (共済契約の申込み) 第1項に定める「共済契約申込書」および第2項に定める「この会の定める所定の書面」による共済契約の申込みと重複するときは、第64条を適用します。</p> <p>2. 第65条 (電磁的方法による共済契約の手続き) に定める共済契約の手続きが、規約第10条 (共済金受取人) 第5項および第11条 (共済金受取人の代理人) 第3項に定める「この会の定める所定の書面」ならびに規約第42条 (共済契約者の通知義務) 第1項に定める「所定の書面また</p>	<p>(重複の回避)</p> <p>第65条 第62条 (電磁的方法による共済契約の申込み) に定める共済契約の申込みが規約第13条 (共済契約の申込み) 第1項に定める「共済契約申込書」および第2項に定める「この会の定める所定の書面」による共済契約の申込みと重複するときは、第62条を適用します。</p> <p>2. 第63条 (電磁的方法による共済契約の手続き) に定める共済契約の手続きが、規約第10条 (共済金受取人) 第5項および第11条 (共済金受取人の代理人) 第3項に定める「この会の定める所定の書面」ならびに規約第42条 (共済契約者の通知義務) 第1項に定める「所定の書面また</p>

新条文	旧条文
<p>はこの会が定める方法」による共済契約の手続きと重複するときは、第65条を適用します。</p>	<p>はこの会が定める方法」による共済契約の手続きと重複するときは、第63条を適用します。</p>
<p>(共同引受制度での適用日の取扱い) 第68条 〔以下略〕</p>	<p>(共同引受制度での適用日の取扱い) 第66条 〔以下略〕</p>
<p>(改 廃) 第69条 〔以下略〕</p>	<p>(改 廃) 第67条 〔以下略〕</p>
<p style="text-align: center;"><u>付 則</u> <u>(2021年(令和3年)5月31日細則一部改正)</u> <u>(施行期日)</u> <u>1. この細則は2021年9月1日より施行します。</u></p>	<p style="text-align: center;">〔新設〕</p>
<p>別表第1 共済契約の型 〔金額単位：円：月額〕</p> <p>1. 発効時の年齢が満65歳未満の共済契約の型 発効時の年齢が満65歳未満の場合の共済契約の型は以下のとおりです。</p> <p><u>(1) 300型、400型、700型、さいたま1000型、1700型、2700型、3900型、C1000型およびC1600型（これらの共済契約の型を総称し、以下「募集停止した型」といいます。）については、満了する共済契約と同一内容による更新の申込みのみおこなうことができます。また、C1000型およびC1600型は、こども共済の契約の満了と同時に移行する場合においても申し込むことができます。</u></p> <p><u>(2) W1000型、W2000-1型およびW2000-2型については、募集停止した型からの更新および更改に限り、申し込むことができます。</u></p> <p><u>(3) 告知緩和1000型、2000-1型(男性)、2000-1型(女性)、2000-2型(男性)、2000-2型(女性)、3000-1型(男性)、</u></p>	<p>別表第1 共済契約の型 〔金額単位：円：月額〕</p> <p>1. 発効時の年齢が満65歳未満の共済契約の型 発効時の年齢が満65歳未満の場合の共済契約の型は以下のとおりです。</p> <p>〔挿入〕 300型、400型、700型、〔挿入〕 1700型、2700型、3900型、C1000型およびC1600型（これらの共済契約の型を総称し、以下「募集停止した型」といいます。）については、満了する共済契約と同一内容による更新の申込みのみおこなうことができます。また、C1000型およびC1600型は、こども共済の契約の満了と同時に移行する場合においても申し込むことができます。</p> <p><u>また、W1000型、W2000-1型およびW2000-2型については、募集停止した型からの更新および更改に限り、申し込むことができます。</u></p> <p>〔挿入〕</p>

新条文							旧条文						
<p><u>3000-1型（女性）、3000-2型（男性）、3000-2型（女性）、4000-1型（男性）、4000-2型（男性）、4000-1型（女性）、4000-2型（女性）については、2022年9月2日以降発効する場合に申し込むことができます。</u></p> <p><u>(4)</u> 規約第3条（特約等の付帯と共済契約の型）第4項に定める共同引受制度において、以下の口数および共済金額は、この会の実施する共済制度とこの会の会員が実施する共済制度を組み合わせた後の口数および共済金額となります。</p>							<p><u>なお</u>、規約第3条（特約等の付帯と共済契約の型）第4項に定める共同引受制度において、以下の口数および共済金額は、この会の実施する共済制度とこの会の会員が実施する共済制度を組み合わせた後の口数および共済金額となります。</p>						
共済契約の型	L2000-1型		L2000-2型		L3000-1型		共済契約の型	L2000-1型		L2000-2型		L3000-1型	
共済掛金額	2,000円		2,100円		3,000円		共済掛金額	2,000円		2,100円		3,000円	
加入可能年齢の範囲（注1）	満18～満64歳		満18～満64歳		満18～満64歳		加入【挿入】年齢の範囲（注1）	満18～満64歳		満18～満64歳		満18～満64歳	
更新・更改可能年齢の範囲（注2）	満18～満64歳		満18～満64歳		満18～満64歳		更新【挿入】年齢の範囲（注2）	満18～満64歳		満18～満64歳		満18～満64歳	
保障内容	口数	共済金額	口数	共済金額	口数	共済金額	保障内容	口数	共済金額	口数	共済金額	口数	共済金額
基本契約	100	100万円	100	100万円	200	200万円	基本契約	100	100万円	100	100万円	200	200万円
災害死亡特約	0	-	0	-	0	-	災害死亡特約	0	-	0	-	0	-
女性災害死亡特約	10	100万円	10	100万円	10	100万円	女性災害死亡特約	10	100万円	10	100万円	10	100万円
災害後遺障害特約	10	4～100万円	10	4～100万円	10	4～100万円	災害後遺障害特約	10	4～100万円	10	4～100万円	10	4～100万円

新条文							旧条文						
疾病入院特約	0	-	0	-	0	-	疾病入院特約	0	-	0	-	0	-
疾病総合入院特約(区分1)	0	-	0	-	0	-	疾病総合入院特約(区分1)	0	-	0	-	0	-
疾病総合入院特約(区分2)	0	-	0	-	0	-	疾病総合入院特約(区分2)	0	-	0	-	0	-
女性疾病総合入院特約	50	5,000円	50	5,000円	70	7,000円	女性疾病総合入院特約	50	5,000円	50	5,000円	70	7,000円
災害入院特約(区分1)	0	-	0	-	0	-	災害入院特約(区分1)	0	-	0	-	0	-
災害入院特約(区分2)	0	-	0	-	0	-	災害入院特約(区分2)	0	-	0	-	0	-
女性災害入院特約	50	5,000円	50	5,000円	70	7,000円	女性災害入院特約	50	5,000円	50	5,000円	70	7,000円
災害通院特約	0	-	0	-	0	-	災害通院特約	0	-	0	-	0	-
女性災害通院特約	20	1,000円	20	1,000円	30	1,500円	女性災害通院特約	20	1,000円	20	1,000円	30	1,500円
65日以上不担保入院特約	0	-	0	-	0	-	65日以上不担保入院特約	0	-	0	-	0	-
手術特約	2	2・4・8万円	2	2・4・8万円	3	3・6・12万円	手術特約	2	2・4・8万円	2	2・4・8万円	3	3・6・12万円

新条文							旧条文						
女性特定疾病総合入院特約	30	3,000円	30	3,000円	30	3,000円	女性特定疾病総合入院特約	30	3,000円	30	3,000円	30	3,000円
家族死亡特約	5	1・2・5万円	5	1・2・5万円	5	1・2・5万円	家族死亡特約	5	1・2・5万円	5	1・2・5万円	5	1・2・5万円
先進医療特約	0	-	10	最高1,000万円	0	-	先進医療特約	0	-	10	最高1,000万円	0	-
住宅災害共済	3	3・15・30万円	3	3・15・30万円	3	3・15・30万円	住宅災害共済	3	3・15・30万円	3	3・15・30万円	3	3・15・30万円
共済契約の型	L3000-2型		L4000-1型		L4000-2型		共済契約の型	L3000-2型		L4000-1型		L4000-2型	
共済掛金額	3,100円		4,000円		4,100円		共済掛金額	3,100円		4,000円		4,100円	
加入可能年齢の範囲(注1)	満18～満64歳		満18～満64歳		満18～満64歳		加入【挿入】年齢の範囲(注1)	満18～満64歳		満18～満64歳		満18～満64歳	
更新・更改可能年齢の範囲(注2)	満18～満64歳		満18～満64歳		満18～満64歳		更新【挿入】年齢の範囲(注2)	満18～満64歳		満18～満64歳		満18～満64歳	
保障内容	口数	共済金額	口数	共済金額	口数	共済金額	保障内容	口数	共済金額	口数	共済金額	口数	共済金額
基本契約	200	200万円	300	300万円	300	300万円	基本契約	200	200万円	300	300万円	300	300万円
災害死亡特約	0	-	0	-	0	-	災害死亡特約	0	-	0	-	0	-
女性災害死亡特約	10	100万円	10	100万円	10	100万円	女性災害死亡特約	10	100万円	10	100万円	10	100万円
災害後遺障害特約	10	4～100万円	10	4～100万円	10	4～100万円	災害後遺障害特約	10	4～100万円	10	4～100万円	10	4～100万円

新条文							旧条文						
疾病入院特約	0	-	0	-	0	-	疾病入院特約	0	-	0	-	0	-
疾病総合入院特約(区分1)	0	-	0	-	0	-	疾病総合入院特約(区分1)	0	-	0	-	0	-
疾病総合入院特約(区分2)	0	-	0	-	0	-	疾病総合入院特約(区分2)	0	-	0	-	0	-
女性疾病総合入院特約	70	7,000円	100	10,000円	100	10,000円	女性疾病総合入院特約	70	7,000円	100	10,000円	100	10,000円
災害入院特約(区分1)	0	-	0	-	0	-	災害入院特約(区分1)	0	-	0	-	0	-
災害入院特約(区分2)	0	-	0	-	0	-	災害入院特約(区分2)	0	-	0	-	0	-
女性災害入院特約	70	7,000円	100	10,000円	100	10,000円	女性災害入院特約	70	7,000円	100	10,000円	100	10,000円
災害通院特約	0	-	0	二	0	二	災害通院特約	0	-	0	【挿入】	0	【挿入】
女性災害通院特約	30	1,500円	40	2,000円	40	2,000円	女性災害通院特約	30	1,500円	40	2,000円	40	2,000円
65日以上不担保入院特約	0	-	0	-	0	-	65日以上不担保入院特約	0	-	0	-	0	-
手術特約	3	3・6・12万円	4	4・8・16万円	4	4・8・16万円	手術特約	3	3・6・12万円	4	4・8・16万円	4	4・8・16万円

新条文							旧条文						
女性特定疾病総合入院特約	30	3,000円	30	3,000円	30	3,000円	女性特定疾病総合入院特約	30	3,000円	30	3,000円	30	3,000円
家族死亡特約	5	1・2・5万円	5	1・2・5万円	5	1・2・5万円	家族死亡特約	5	1・2・5万円	5	1・2・5万円	5	1・2・5万円
先進医療特約	10	最高1,000万円	0	-	10	最高1,000万円	先進医療特約	10	最高1,000万円	0	-	10	最高1,000万円
住宅災害共済	3	3・15・30万円	3	3・15・30万円	3	3・15・30万円	住宅災害共済	3	3・15・30万円	3	3・15・30万円	3	3・15・30万円
共済契約の型	V1000型			V2000-1型			共済契約の型	V1000型			V2000-1型		
共済掛金額	1,000円			2,000円			共済掛金額	1,000円			2,000円		
加入可能年齢の範囲(注1)	0歳～満64歳			0歳～満64歳			加入【挿入】年齢の範囲(注1)	0歳～満64歳			0歳～満64歳		
更新・更改可能年齢の範囲(注2)	0歳～満64歳			0歳～満64歳			更新【挿入】年齢の範囲(注2)	0歳～満64歳			0歳～満64歳		
保障内容	(発効時年齢満20歳以上)		(発効時年齢満20歳未満)		口数	共済金額	保障内容	(発効時年齢満20歳以上)		(発効時年齢満20歳未満)		口数	共済金額
	口数	共済金額	口数	共済金額				口数	共済金額	口数	共済金額		
基本契約	10	10万円	10	10万円	10	10万円	基本契約	10	10万円	10	10万円	10	10万円
災害死亡特約	5	50万円	5	50万円	10	100万円	災害死亡特約	5	50万円	5	50万円	10	100万円
女性災害死亡特約	0	-	0	-	0	-	女性災害死亡特約	0	-	0	-	0	-

新条文							旧条文						
災害後 遺障害 特約	5	2~50万 円	5	2~50万 円	10	4~100万 円	災害後 遺障害 特約	5	2~50万 円	5	2~50万 円	10	4~100万 円
疾病入 院特約	0	-	0	-	0	-	疾病入 院特約	0	-	0	-	0	-
疾病総 合入院 特約(区 分1)	20	2,000円	0	-	50	5,000円	疾病総 合入院 特約(区 分1)	20	2,000円	0	-	50	5,000円
疾病総 合入院 特約(区 分2)	0	-	20	2,000円	0	-	疾病総 合入院 特約(区 分2)	0	-	20	2,000円	0	-
女性疾 病総合 入院特 約	0	-	0	-	0	-	女性疾 病総合 入院特 約	0	-	0	-	0	-
災害入 院特約 (区分 1)	20	2,000円	0	-	50	5,000円	災害入 院特約 (区分 1)	20	2,000円	0	-	50	5,000円
災害入 院特約 (区分 2)	0	-	20	2,000円	0	-	災害入 院特約 (区分 2)	0	-	20	2,000円	0	-
女性災 害入院 特約	0	-	0	-	0	-	女性災 害入院 特約	0	-	0	-	0	-
災害通 院特約	20	1,000円	20	1,000円	30	1,500円	災害通 院特約	20	1,000円	20	1,000円	30	1,500円
女性災 害通院 特約	0	-	0	-	0	-	女性災 害通院 特約	0	-	0	-	0	-
65日 以上不 担保入 院特約	0	-	0	-	0	-	65日 以上不 担保入 院特約	0	-	0	-	0	-

新条文							旧条文						
手術特約	1	1・2・4万円	1	1・2・4万円	2	2・4・8万円	手術特約	1	1・2・4万円	1	1・2・4万円	2	2・4・8万円
女性特定疾病総合入院特約	0	-	0	-	0	-	女性特定疾病総合入院特約	0	-	0	-	0	-
家族死亡特約	0	-	0	-	0	-	家族死亡特約	0	-	0	-	0	-
先進医療特約	0	-	0	-	0	-	先進医療特約	0	-	0	-	0	-
住宅災害共済	3	3・15・30万円	3	3・15・30万円	3	3・15・30万円	住宅災害共済	3	3・15・30万円	3	3・15・30万円	3	3・15・30万円
共済契約の型	V2000-2型		V4000-1型		V4000-2型		共済契約の型	V2000-2型		V4000-1型		V4000-2型	
共済掛金額	2,100円		4,000円		4,100円		共済掛金額	2,100円		4,000円		4,100円	
加入可能年齢の範囲(注1)	0歳～満64歳		0歳～満64歳		0歳～満64歳		加入【挿入】年齢の範囲(注1)	0歳～満64歳		0歳～満64歳		0歳～満64歳	
更新・更改可能年齢の範囲(注2)	0歳～満64歳		0歳～満64歳		0歳～満64歳		更新【挿入】年齢の範囲(注2)	0歳～満64歳		0歳～満64歳		0歳～満64歳	
保障内容	口数	共済金額	口数	共済金額	口数	共済金額	保障内容	口数	共済金額	口数	共済金額	口数	共済金額
基本契約	10	10万円	20	20万円	20	20万円	基本契約	10	10万円	20	20万円	20	20万円
災害死亡特約	10	100万円	20	200万円	20	200万円	災害死亡特約	10	100万円	20	200万円	20	200万円
女性災害死亡特約	0	-	0	-	0	-	女性災害死亡特約	0	-	0	-	0	-
災害後遺障害	10	4～100万円	20	8～200万円	20	8～200万円	災害後遺障害	10	4～100万円	20	8～200万円	20	8～200万円

新条文							旧条文						
特約							特約						
疾病入院特約	0	-	0	-	0	-	疾病入院特約	0	-	0	-	0	-
疾病総合入院特約(区分1)	50	5,000円	100	10,000円	100	10,000円	疾病総合入院特約(区分1)	50	5,000円	100	10,000円	100	10,000円
疾病総合入院特約(区分2)	0	-	0	-	0	-	疾病総合入院特約(区分2)	0	-	0	-	0	-
女性疾病総合入院特約	0	-	0	-	0	-	女性疾病総合入院特約	0	-	0	-	0	-
災害入院特約(区分1)	50	5,000円	100	10,000円	100	10,000円	災害入院特約(区分1)	50	5,000円	100	10,000円	100	10,000円
災害入院特約(区分2)	0	-	0	-	0	-	災害入院特約(区分2)	0	-	0	-	0	-
女性災害入院特約	0	-	0	-	0	-	女性災害入院特約	0	-	0	-	0	-
災害通院特約	30	1,500円	60	3,000円	60	3,000円	災害通院特約	30	1,500円	60	3,000円	60	3,000円
女性災害通院特約	0	-	0	-	0	-	女性災害通院特約	0	-	0	-	0	-
65日以上不担保入院特約	0	-	0	-	0	-	65日以上不担保入院特約	0	-	0	-	0	-
手術特約	2	2・4・8万円	4	4・8・16万円	4	4・8・16万円	手術特約	2	2・4・8万円	4	4・8・16万円	4	4・8・16万円

新条文							旧条文						
女性特定疾病総合入院特約	0	-	0	-	0	-	女性特定疾病総合入院特約	0	-	0	-	0	-
家族死亡特約	0	-	0	-	0	-	家族死亡特約	0	-	0	-	0	-
先進医療特約	10	最高 1,000万円	0	-	10	最高 1,000万円	先進医療特約	10	最高 1,000万円	0	-	10	最高 1,000万円
住宅災害共済	3	3・15・30 万円	6	6・30・60 万円	6	6・30・60 万円	住宅災害共済	3	3・15・30 万円	6	6・30・60 万円	6	6・30・60 万円
共済契約の型	W1000型		W2000-1型		W2000-2型		共済契約の型	W1000型		W2000-1型		W2000-2型	
共済掛金額	1,000円		2,000円		2,100円		共済掛金額	1,000円		2,000円		2,100円	
加入 可 能 年齢の範囲 (注1)	0歳～満64歳		0歳～満64歳		0歳～満64歳		加入 【挿入】 能 年齢の範囲 (注1)	0歳～満64歳		0歳～満64歳		0歳～満64歳	
更新・ 更 改可能 年齢の範囲 (注2)	0歳～満64歳		0歳～満64歳		0歳～満64歳		更新 【挿入】 能 年齢の範囲 (注2)	0歳～満64歳		0歳～満64歳		0歳～満64歳	
保障内容	口数	共済金額	口数	共済金額	口数	共済金額	保障内容	口数	共済金額	口数	共済金額	口数	共済金額
基本契約	100	100万円	200	200万円	200	200万円	基本契約	100	100万円	200	200万円	200	200万円
災害死亡特約	10	100万円	20	200万円	20	200万円	災害死亡特約	10	100万円	20	200万円	20	200万円
女性災害死亡特約	0	-	0	-	0	-	女性災害死亡特約	0	-	0	-	0	-
災害後遺障害特約	10	4～100万円	20	8～200万円	20	8～200万円	災害後遺障害特約	10	4～100万円	20	8～200万円	20	8～200万円

新条文							旧条文						
疾病入院特約	0	-	0	-	0	-	疾病入院特約	0	-	0	-	0	-
疾病総合入院特約(区分1)	15	1,500円	30	3,000円	30	3,000円	疾病総合入院特約(区分1)	15	1,500円	30	3,000円	30	3,000円
疾病総合入院特約(区分2)	0	-	0	-	0	-	疾病総合入院特約(区分2)	0	-	0	-	0	-
女性疾病総合入院特約	0	-	0	-	0	-	女性疾病総合入院特約	0	-	0	-	0	-
災害入院特約(区分1)	15	1,500円	30	3,000円	30	3,000円	災害入院特約(区分1)	15	1,500円	30	3,000円	30	3,000円
災害入院特約(区分2)	0	-	0	-	0	-	災害入院特約(区分2)	0	-	0	-	0	-
女性災害入院特約	0	-	0	-	0	-	女性災害入院特約	0	-	0	-	0	-
災害通院特約	0	-	0	-	0	-	災害通院特約	0	-	0	-	0	-
女性災害通院特約	0	-	0	-	0	-	女性災害通院特約	0	-	0	-	0	-
65日以上不担保入院特約	0	-	0	-	0	-	65日以上不担保入院特約	0	-	0	-	0	-
手術特約	1	1・2・4万円	2	2・4・8万円	2	2・4・8万円	手術特約	1	1・2・4万円	2	2・4・8万円	2	2・4・8万円
女性特	0	-	0	-	0	-	女性特	0	-	0	-	0	-

新条文							旧条文						
定疾病 総合入 院特約							定疾病 総合入 院特約						
家族死 亡特約	5	1・2・5万 円	10	2・4・10 万円	10	2・4・10 万円	家族死 亡特約	5	1・2・5万 円	10	2・4・10 万円	10	2・4・10 万円
先進医 療特約	0	-	0	-	10	最高 1,000万 円	先進医 療特約	0	-	0	-	10	最高 1,000万 円
住宅災 害共済	1	1・5・10 万円	2	2・10・20 万円	2	2・10・20 万円	住宅災 害共済	1	1・5・10 万円	2	2・10・20 万円	2	2・10・20 万円
共済契 約の型	R3000-1 型		R3000-2 型		R4000-1 型		共済契 約の型	R3000-1 型		R3000-2 型		R4000-1 型	
共済掛 金額	3,000 円		3,100 円		4,000 円		共済掛 金額	3,000 円		3,100 円		4,000 円	
加入可 能年齢 の範囲 (注1 【削 除】)	0 歳～満 54 歳		0 歳～満 54 歳		0 歳～満 54 歳		加入【挿 入】年齢 の範囲 (注 1・3)	0 歳～満 54 歳		0 歳～満 54 歳		0 歳～満 54 歳	
更新・更 改可能 年齢の 範囲(注 2・3)	0 歳～満 64 歳		0 歳～満 64 歳		0 歳～満 64 歳		更新【挿 入】年齢 の範囲 (注2 【挿 入】)	0 歳～満 64 歳		0 歳～満 64 歳		0 歳～満 64 歳	
保障内 容	口数	共済金額	口数	共済金額	口数	共済金額	保障内 容	口数	共済金額	口数	共済金額	口数	共済金額
基本契 約	300	300 万円	300	300 万円	400	400 万円	基本契 約	300	300 万円	300	300 万円	400	400 万円
災害死 亡特約	10	100 万円	10	100 万円	20	200 万円	災害死 亡特約	10	100 万円	10	100 万円	20	200 万円
女性災 害死亡 特約	0	-	0	-	0	-	女性災 害死亡 特約	0	-	0	-	0	-
災害後 遺障害	10	4～100万 円	10	4～100万 円	20	8～200万 円	災害後 遺障害	10	4～100万 円	10	4～100万 円	20	8～200万 円

新条文							旧条文						
特約							特約						
疾病入院特約	0	-	0	-	0	-	疾病入院特約	0	-	0	-	0	-
疾病総合入院特約(区分1)	50	5,000円	50	5,000円	70	7,000円	疾病総合入院特約(区分1)	50	5,000円	50	5,000円	70	7,000円
疾病総合入院特約(区分2)	0	-	0	-	0	-	疾病総合入院特約(区分2)	0	-	0	-	0	-
女性疾病総合入院特約	0	-	0	-	0	-	女性疾病総合入院特約	0	-	0	-	0	-
災害入院特約(区分1)	50	5,000円	50	5,000円	70	7,000円	災害入院特約(区分1)	50	5,000円	50	5,000円	70	7,000円
災害入院特約(区分2)	0	-	0	-	0	-	災害入院特約(区分2)	0	-	0	-	0	-
女性災害入院特約	0	-	0	-	0	-	女性災害入院特約	0	-	0	-	0	-
災害通院特約	0	-	0	-	0	-	災害通院特約	0	-	0	-	0	-
女性災害通院特約	0	-	0	-	0	-	女性災害通院特約	0	-	0	-	0	-
65日以上不担保入院特約	0	-	0	-	0	-	65日以上不担保入院特約	0	-	0	-	0	-
手術特約	3	3・6・12万円	3	3・6・12万円	5	5・10・20万円	手術特約	3	3・6・12万円	3	3・6・12万円	5	5・10・20万円

新条文							旧条文						
女性特定疾病総合入院特約	0	-	0	-	0	-	女性特定疾病総合入院特約	0	-	0	-	0	-
家族死亡特約	5	1・2・5万円	5	1・2・5万円	5	1・2・5万円	家族死亡特約	5	1・2・5万円	5	1・2・5万円	5	1・2・5万円
先進医療特約	0	-	10	最高1,000万円	0	-	先進医療特約	0	-	10	最高1,000万円	0	-
住宅災害共済	3	3・15・30万円	3	3・15・30万円	3	3・15・30万円	住宅災害共済	3	3・15・30万円	3	3・15・30万円	3	3・15・30万円

共済契約の型	R4000-2型	
共済掛金額	4,100円	
加入可能年齢の範囲(注1 【削除】)	0歳～満54歳	
更新・更改可能年齢の範囲(注2 ・3)	0歳～満64歳	
保障内容	口数	共済金額
基本契約	400	400万円
災害死亡特約	20	200万円
女性災害死亡特約	0	-
災害後遺障害特約	20	8～200万円
疾病入院特約	0	-
疾病総合入院特約(区分1)	70	7,000円
疾病総合入院特約(区分2)	0	-
女性疾病総合入院特約	0	-

共済契約の型	R4000-2型	
共済掛金額	4,100円	
加入 【挿入】 年齢の範囲(注1 ・3)	0歳～満54歳	
更新 【挿入】 年齢の範囲(注2 【挿入】)	0歳～満64歳	
保障内容	口数	共済金額
基本契約	400	400万円
災害死亡特約	20	200万円
女性災害死亡特約	0	-
災害後遺障害特約	20	8～200万円
疾病入院特約	0	-
疾病総合入院特約(区分1)	70	7,000円
疾病総合入院特約(区分2)	0	-
女性疾病総合入院特約	0	-

新条文						旧条文							
災害入院特約（区分1）	70	7,000円				災害入院特約（区分1）	70	7,000円					
災害入院特約（区分2）	0	-				災害入院特約（区分2）	0	-					
女性災害入院特約	0	-				女性災害入院特約	0	-					
災害通院特約	0	-				災害通院特約	0	-					
女性災害通院特約	0	-				女性災害通院特約	0	-					
65日以上不担保入院特約	0	-				65日以上不担保入院特約	0	-					
手術特約	5	5・10・20万円				手術特約	5	5・10・20万円					
女性特定疾病総合入院特約	0	-				女性特定疾病総合入院特約	0	-					
家族死亡特約	5	1・2・5万円				家族死亡特約	5	1・2・5万円					
先進医療特約	10	最高1,000万円				先進医療特約	10	最高1,000万円					
住宅災害共済	3	3・15・30万円				住宅災害共済	3	3・15・30万円					
共済契約の型	300型		400型		700型		共済契約の型	300型		400型		700型	
共済掛金額	300円		400円		700円		共済掛金額	300円		400円		700円	
加入可能年齢の範囲（注1）	0歳～満64歳		0歳～満64歳		0歳～満64歳		加入【挿入】年齢の範囲（注1）	0歳～満64歳		0歳～満64歳		0歳～満64歳	
更新可能年齢の範囲（注2）	0歳～満64歳		0歳～満64歳		0歳～満64歳		更新【挿入】年齢の範囲（注2）	0歳～満64歳		0歳～満64歳		0歳～満64歳	
保障内容	口数	共済金額	口数	共済金額	口数	共済金額	保障内容	口数	共済金額	口数	共済金額	口数	共済金額
基本契約	50	50万円	50	50万円	100	100万円	基本契約	50	50万円	50	50万円	100	100万円

新条文							旧条文						
災害死亡特約	5	50万円	5	50万円	10	100万円	災害死亡特約	5	50万円	5	50万円	10	100万円
女性災害死亡特約	0	-	0	-	0	-	女性災害死亡特約	0	-	0	-	0	-
災害後遺障害特約	0	-	0	-	0	-	災害後遺障害特約	0	-	0	-	0	-
疾病入院特約	0	-	0	-	10	1,000円	疾病入院特約	0	-	0	-	10	1,000円
疾病総合入院特約(区分1)	0	-	0	-	0	-	疾病総合入院特約(区分1)	0	-	0	-	0	-
疾病総合入院特約(区分2)	0	-	0	-	0	-	疾病総合入院特約(区分2)	0	-	0	-	0	-
女性疾病総合入院特約	0	-	0	-	0	-	女性疾病総合入院特約	0	-	0	-	0	-
災害入院特約(区分1)	0	-	0	-	10	1,000円	災害入院特約(区分1)	0	-	0	-	10	1,000円
災害入院特約(区分2)	0	-	0	-	0	-	災害入院特約(区分2)	0	-	0	-	0	-
女性災害入院特約	0	-	0	-	0	-	女性災害入院特約	0	-	0	-	0	-
災害通院特約	0	-	0	-	0	-	災害通院特約	0	-	0	-	0	-
女性災害通院	0	-	0	-	0	-	女性災害通院	0	-	0	-	0	-

新条文							旧条文						
特約							特約						
65日以上不担保入院特約	5	500円	10	1,000円	0	-	65日以上不担保入院特約	5	500円	10	1,000円	0	-
手術特約	0	-	0	-	0	-	手術特約	0	-	0	-	0	-
女性特定疾病総合入院特約	0	-	0	-	0	-	女性特定疾病総合入院特約	0	-	0	-	0	-
家族死亡特約	10	2・4・10万円	10	2・4・10万円	10	2・4・10万円	家族死亡特約	10	2・4・10万円	10	2・4・10万円	10	2・4・10万円
先進医療特約	0	-	0	-	0	-	先進医療特約	0	-	0	-	0	-
住宅災害共済	1	1・5・10万円	1	1・5・10万円	2	2・10・20万円	住宅災害共済	1	1・5・10万円	1	1・5・10万円	2	2・10・20万円
共済契約の型	1700型		2700型		3900型		共済契約の型	1700型		2700型		3900型	
共済掛金額	1,700円		2,700円		3,900円		共済掛金額	1,700円		2,700円		3,900円	
加入 可 能年齢の範囲(注1)	0歳～満64歳		0歳～満54歳		0歳～満54歳		加入 可 能年齢の範囲(注1)	0歳～満64歳		0歳～満54歳		0歳～満54歳	
更新 可 能年齢の範囲(注2)	0歳～満64歳		0歳～満64歳		0歳～満64歳		更新 可 能年齢の範囲(注2)	0歳～満64歳		0歳～満64歳		0歳～満64歳	
保障内容	口数	共済金額	口数	共済金額	口数	共済金額	保障内容	口数	共済金額	口数	共済金額	口数	共済金額
基本契約	200	200万円	300	300万円	400	400万円	基本契約	200	200万円	300	300万円	400	400万円
災害死亡特約	10	100万円	10	100万円	20	200万円	災害死亡特約	10	100万円	10	100万円	20	200万円

新条文							旧条文						
女性災害死亡特約	0	-	0	-	0	-	女性災害死亡特約	0	-	0	-	0	-
災害後遺障害特約	0	-	10	4~100万円	20	8~200万円	災害後遺障害特約	0	-	10	4~100万円	20	8~200万円
疾病入院特約	30	3,000円	50	5,000円	70	7,000円	疾病入院特約	30	3,000円	50	5,000円	70	7,000円
疾病総合入院特約(区分1)	0	-	0	-	0	-	疾病総合入院特約(区分1)	0	-	0	-	0	-
疾病総合入院特約(区分2)	0	-	0	-	0	-	疾病総合入院特約(区分2)	0	-	0	-	0	-
女性疾病総合入院特約	0	-	0	-	0	-	女性疾病総合入院特約	0	-	0	-	0	-
災害入院特約(区分1)	30	3,000円	50	5,000円	70	7,000円	災害入院特約(区分1)	30	3,000円	50	5,000円	70	7,000円
災害入院特約(区分2)	0	-	0	-	0	-	災害入院特約(区分2)	0	-	0	-	0	-
女性災害入院特約	0	-	0	-	0	-	女性災害入院特約	0	-	0	-	0	-
災害通院特約	0	-	0	-	0	-	災害通院特約	0	-	0	-	0	-
女性災害通院特約	0	-	0	-	0	-	女性災害通院特約	0	-	0	-	0	-

新条文							旧条文						
65日以上不担保入院特約	0	-	0	-	0	-	65日以上不担保入院特約	0	-	0	-	0	-
手術特約	0	-	0	-	5	5・10・20万円	手術特約	0	-	0	-	5	5・10・20万円
女性特定疾病総合入院特約	0	-	0	-	0	-	女性特定疾病総合入院特約	0	-	0	-	0	-
家族死亡特約	10	2・4・10万円	20	4・8・20万円	10	2・4・10万円	家族死亡特約	10	2・4・10万円	20	4・8・20万円	10	2・4・10万円
先進医療特約	0	-	0	-	0	-	先進医療特約	0	-	0	-	0	-
住宅災害共済	5	5・25・50万円	10	10・50・100万円	5	5・25・50万円	住宅災害共済	5	5・25・50万円	10	10・50・100万円	5	5・25・50万円
共済契約の型	C1000型		C1600型				共済契約の型	C1000型		C1600型			
共済掛金額	1,000円		1,600円				共済掛金額	1,000円		1,600円			
加入可能年齢の範囲(注1)	0歳～満64歳		0歳～満64歳				加入【挿入】年齢の範囲(注1)	0歳～満64歳		0歳～満64歳			
更新可能年齢の範囲(注2)	0歳～満64歳		0歳～満64歳				更新【挿入】年齢の範囲(注2)	0歳～満64歳		0歳～満64歳			
保障内容	口数	共済金額	口数	共済金額			保障内容	口数	共済金額	口数	共済金額		
基本契約	30	30万円	80	80万円			基本契約	30	30万円	80	80万円		
災害死亡特約	1	10万円	2	20万円			災害死亡特約	1	10万円	2	20万円		
女性災害死亡特約	0	-	0	-			女性災害死亡特約	0	-	0	-		
災害後遺障害特約	35	14～350万円	50	20～500万円			災害後遺障害特約	35	14～350万円	50	20～500万円		
疾病入院特約	20	2,000円	30	3,000円			疾病入院特約	20	2,000円	30	3,000円		

新条文					旧条文												
疾病総合入院特約（区分1）	0	-	0	-	疾病総合入院特約（区分1）	0	-	0	-								
疾病総合入院特約（区分2）	0	-	0	-	疾病総合入院特約（区分2）	0	-	0	-								
女性疾病総合入院特約	0	-	0	-	女性疾病総合入院特約	0	-	0	-								
災害入院特約（区分1）	20	2,000円	30	3,000円	災害入院特約（区分1）	20	2,000円	30	3,000円								
災害入院特約（区分2）	0	-	0	-	災害入院特約（区分2）	0	-	0	-								
女性災害入院特約	0	-	0	-	女性災害入院特約	0	-	0	-								
災害通院特約	20	1,000円	30	1,500円	災害通院特約	20	1,000円	30	1,500円								
女性災害通院特約	0	-	0	-	女性災害通院特約	0	-	0	-								
65日以上不担保入院特約	0	-	0	-	65日以上不担保入院特約	0	-	0	-								
手術特約	0	-	0	-	手術特約	0	-	0	-								
女性特定疾病総合入院特約	0	-	0	-	女性特定疾病総合入院特約	0	-	0	-								
家族死亡特約	0	-	0	-	家族死亡特約	0	-	0	-								
先進医療特約	0	-	0	-	先進医療特約	0	-	0	-								
住宅災害共済	1	1・5・10万円	1	1・5・10万円	住宅災害共済	1	1・5・10万円	1	1・5・10万円								
<table border="1"> <tr> <td><u>共済契約の型</u></td> <td><u>さいたま1000型</u></td> </tr> <tr> <td><u>共済掛金額</u></td> <td><u>1,000円</u></td> </tr> <tr> <td><u>加入可能年齢の範囲（注1）</u></td> <td><u>0歳～満64歳</u></td> </tr> <tr> <td><u>更新可能年齢の範囲（注2）</u></td> <td><u>0歳～満64歳</u></td> </tr> </table>					<u>共済契約の型</u>	<u>さいたま1000型</u>	<u>共済掛金額</u>	<u>1,000円</u>	<u>加入可能年齢の範囲（注1）</u>	<u>0歳～満64歳</u>	<u>更新可能年齢の範囲（注2）</u>	<u>0歳～満64歳</u>	<p>〔挿入〕</p>				
<u>共済契約の型</u>	<u>さいたま1000型</u>																
<u>共済掛金額</u>	<u>1,000円</u>																
<u>加入可能年齢の範囲（注1）</u>	<u>0歳～満64歳</u>																
<u>更新可能年齢の範囲（注2）</u>	<u>0歳～満64歳</u>																

新条文			旧条文
保障内容	口数	共济金額	
基本契約	100	100万円	
災害死亡特約	8	80万円	
女性災害死亡特約	0	-	
災害後遺障害特約	0	-	
疾病入院特約	20	2,000円	
疾病総合入院特約(区分1)	0	-	
疾病総合入院特約(区分2)	0	-	
女性疾病総合入院特約	0	-	
災害入院特約(区分1)	20	2,000円	
災害入院特約(区分2)	0	-	
女性災害入院特約	0	-	
災害通院特約	0	-	
女性災害通院特約	0	-	
65日以上不担保入院特約	0	-	
手術特約	0	-	
女性特定疾病総合入院特約	0	-	
家族死亡特約	10	2・4・10万円	
先進医療特約	0	-	
住宅災害共済	1	1・5・10万円	

新条文		旧条文			
<u>共済契約の型</u>	<u>告知緩和 1000 型</u>				[挿入]
<u>共済掛金額</u>	<u>1,000 円</u>				
<u>加入可能年齢の範囲 (注1)</u>	<u>0 歳～満 64 歳</u>				
<u>更新・更改可能年齢の範囲 (注2)</u>	<u>0 歳～満 64 歳</u>				
<u>保障内容</u>	<u>(発効時年齢満 20 歳以上)</u>		<u>(発効時年齢満 20 歳未満)</u>		
	<u>口数</u>	<u>共済金額</u>	<u>口数</u>	<u>共済金額</u>	
<u>基本契約</u>	<u>10</u>	<u>10 万円</u>	<u>10</u>	<u>10 万円</u>	
<u>災害死亡特約</u>	<u>5</u>	<u>50 万円</u>	<u>5</u>	<u>50 万円</u>	
<u>女性災害死亡特約</u>	<u>0</u>	<u>＝</u>	<u>0</u>	<u>＝</u>	
<u>災害後遺障害特約</u>	<u>5</u>	<u>2～50 万円</u>	<u>5</u>	<u>2～50 万円</u>	
<u>疾病入院特約</u>	<u>0</u>	<u>＝</u>	<u>0</u>	<u>＝</u>	
<u>疾病総合入院特約 (区分1)</u>	<u>20</u>	<u>2,000 円</u>	<u>0</u>	<u>＝</u>	
<u>疾病総合入院特約 (区分2)</u>	<u>0</u>	<u>＝</u>	<u>20</u>	<u>2,000 円</u>	
<u>女性疾病総合入院特約</u>	<u>0</u>	<u>＝</u>	<u>0</u>	<u>＝</u>	
<u>災害入院特約 (区分1)</u>	<u>20</u>	<u>2,000 円</u>	<u>0</u>	<u>＝</u>	

新条文					旧条文				
災害入院特約(区分2)	0	=	20	2,000円		[挿入]			
女性災害入院特約	0	=	0	=					
災害通院特約	20	1,000円	20	1,000円					
女性災害通院特約	0	=	0	=					
65日以上不担保入院特約	0	=	0	=					
手術特約	1	$\frac{0.5 \cdot 1 \cdot 2 \cdot 4}{\text{万円}}$	1	$\frac{0.5 \cdot 1 \cdot 2 \cdot 4}{\text{万円}}$					
女性特定疾病総合入院特約	0	=	0	=					
家族死亡特約	5	1・2・5万円	5	$\frac{1 \cdot 2 \cdot 5}{\text{万円}}$					
先進医療特約	0	=	0	=					
住宅災害共済	3	$\frac{3 \cdot 15 \cdot 30}{\text{万円}}$	3	$\frac{3 \cdot 15 \cdot 30}{\text{万円}}$					
共済契約の型	2000-1型(男性)		2000-1型(女性)						
共済掛金額	2,000円		2,000円		2,100円				
加入可能年齢の範囲(注1)	満20～満64歳		満20～満64歳		満20～満64歳				
更新・更改可能年齢の範囲(注2)	満20～満64歳		満20～満64歳		満20～満64歳				
保障内容	口数	共済金額	口数	共済金額	口数	共済金額			

新条文							旧条文								
基本契約	100	100万円	100	100万円	100	100万円									
災害死亡特約	10	100万円	0	=	10	100万円									
女性災害死亡特約	0	=	10	100万円	0	=									
災害後遺障害特約	10	4~100万円	10	4~100万円	10	4~100万円									
疾病入院特約	0	=	0	=	0	=									
疾病総合入院特約(区分1)	60	6,000円	0	=	60	6,000円									
疾病総合入院特約(区分2)	0	=	0	=	0	=									
女性疾病総合入院特約	0	=	80	8,000円	0	=									
災害入院特約(区分1)	60	6,000円	0	=	60	6,000円									
災害入院特約(区分2)	0	=	0	=	0	=									
女性災害入院特約	0	=	80	8,000円	0	=									
災害通院特約	30	1,500円	0	=	30	1,500円									
女性災害通院特約	0	=	30	1,500円	0	=									
65日以上不担保入院特約	0	=	0	=	0	=									
手術特約	2	1・2・4・8万円	2	1・2・4・8万円	2	1・2・4・8万円									
女性特定	0	=	0	=	0	=									

新条文							旧条文						
疾病総合入院特約													
家族死亡特約	5	1・2・5 万円	5	1・2・5 万円	5	1・2・5 万円							
先進医療特約	0	=	0	=	10	最高 1,000万 円							
住宅災害共済	3	3・15・ 30万円	3	3・15・ 30万円	3	3・15・ 30万円							
共済契約の型	2000-2型(女性)		3000-1型(男性)		3000-1型(女性)		【挿入】						
共済掛金額	2,100円		3,000円		3,000円								
加入可能年齢の範囲(注1)	満20～満64歳		満20～満64歳		満20～満64歳								
更新・更改可能年齢の範囲(注2)	満20～満64歳		満20～満64歳		満20～満64歳								
保障内容	口数	共済金額	口数	共済金額	口数	共済金額							
基本契約	100	100万円	300	300万円	300	300万円							
災害死亡特約	0	=	20	200万円	0	=							
女性災害死亡特約	10	100万円	0	=	20	200万円							
災害後遺障害特約	10	4～100万円	20	8～200万円	20	8～200万円							
疾病入院特約	0	=	0	=	0	=							
疾病総合入院特約	0	=	80	8,000円	0	=							

新条文							旧条文								
<u>(区分1)</u>															
<u>疾病総合入院特約</u>	<u>0</u>	<u>=</u>	<u>0</u>	<u>=</u>	<u>0</u>	<u>=</u>									
<u>(区分2)</u>															
<u>女性疾病総合入院特約</u>	<u>80</u>	<u>8,000円</u>	<u>0</u>	<u>=</u>	<u>105</u>	<u>10,500円</u>									
<u>災害入院特約(区分1)</u>	<u>0</u>	<u>=</u>	<u>80</u>	<u>8,000円</u>	<u>0</u>	<u>=</u>									
<u>災害入院特約(区分2)</u>	<u>0</u>	<u>=</u>	<u>0</u>	<u>=</u>	<u>0</u>	<u>=</u>									
<u>女性災害入院特約</u>	<u>80</u>	<u>8,000円</u>	<u>0</u>	<u>=</u>	<u>105</u>	<u>10,500円</u>									
<u>災害通院特約</u>	<u>0</u>	<u>=</u>	<u>35</u>	<u>1,750円</u>	<u>0</u>	<u>=</u>									
<u>女性災害通院特約</u>	<u>30</u>	<u>1,500円</u>	<u>0</u>	<u>=</u>	<u>35</u>	<u>1,750円</u>									
<u>65日以上不担保入院特約</u>	<u>0</u>	<u>=</u>	<u>0</u>	<u>=</u>	<u>0</u>	<u>=</u>									
<u>手術特約</u>	<u>2</u>	<u>1・2・4・8万円</u>	<u>3</u>	<u>1.5・3・6・12万円</u>	<u>3</u>	<u>1.5・3・6・12万円</u>									
<u>女性特定疾病総合入院特約</u>	<u>0</u>	<u>=</u>	<u>0</u>	<u>=</u>	<u>0</u>	<u>=</u>									
<u>家族死亡特約</u>	<u>5</u>	<u>1・2・5万円</u>	<u>5</u>	<u>1・2・5万円</u>	<u>5</u>	<u>1・2・5万円</u>									
<u>先進医療特約</u>	<u>10</u>	<u>最高1,000万円</u>	<u>0</u>	<u>=</u>	<u>0</u>	<u>=</u>									
<u>住宅災害共済</u>	<u>3</u>	<u>3・15・30万円</u>	<u>3</u>	<u>3・15・30万円</u>	<u>3</u>	<u>3・15・30万円</u>									

新条文						旧条文	
共済契約の型	3000-2型(男性)		3000-2型(女性)		4000-1型(男性)		〔挿入〕
共済掛金額	3,100円		3,100円		4,000円		
加入可能年齢の範囲(注1)	満20～満64歳		満20～満64歳		満20～満64歳		
更新・更改可能年齢の範囲(注2)	満20～満64歳		満20～満64歳		満20～満64歳		
保障内容	口数	共済金額	口数	共済金額	口数	共済金額	
基本契約	30 0	300万円	300	300万円	400	400万円	
災害死亡特約	20	200万円	0	＝	30	300万円	
女性災害死亡特約	0	＝	20	200万円	0	＝	
災害後遺障害特約	20	8～200万円	20	8～200万円	30	12～300万円	
疾病入院特約	0	＝	0	＝	0	＝	
疾病総合入院特約(区分1)	80	8,000円	0	＝	100	10,000円	
疾病総合入院特約(区分2)	0	＝	0	＝	0	＝	
女性疾病総合入院特約	0	＝	105	10,500円	0	＝	
災害入院特約(区分1)	80	8,000円	0	＝	100	10,000円	
災害入院特約(区分2)	0	＝	0	＝	0	＝	
女性災害入院特約	0	＝	105	10,500円	0	＝	
災害通院特約	35	1,750円	0	＝	40	2,000円	
女性災害通院特約	0	＝	35	1,750円	0	＝	

新条文							旧条文		
<u>65日以上不担保入院特約</u>	<u>0</u>	<u>＝</u>	<u>0</u>	<u>＝</u>	<u>0</u>	<u>＝</u>	【挿入】		
<u>手術特約</u>	<u>3</u>	<u>$\frac{1.5 \cdot 3 \cdot 6 \cdot 12 \text{ 万}}{\text{円}}$</u>	<u>3</u>	<u>$\frac{1.5 \cdot 3 \cdot 6 \cdot 12 \text{ 万}}{\text{円}}$</u>	<u>6</u>	<u>$\frac{3 \cdot 6 \cdot 12 \cdot 24 \text{ 万}}{\text{円}}$</u>			
<u>女性特定疾病総合入院特約</u>	<u>0</u>	<u>＝</u>	<u>0</u>	<u>＝</u>	<u>0</u>	<u>＝</u>			
<u>家族死亡特約</u>	<u>5</u>	<u>$\frac{1 \cdot 2 \cdot 5 \text{ 万}}{\text{円}}$</u>	<u>5</u>	<u>$\frac{1 \cdot 2 \cdot 5 \text{ 万}}{\text{円}}$</u>	<u>5</u>	<u>$\frac{1 \cdot 2 \cdot 5 \text{ 万}}{\text{円}}$</u>			
<u>先進医療特約</u>	<u>10</u>	<u>最高 $\frac{1,000 \text{ 万}}{\text{円}}$</u>	<u>10</u>	<u>最高 $\frac{1,000 \text{ 万}}{\text{円}}$</u>	<u>0</u>	<u>＝</u>			
<u>住宅災害共済</u>	<u>3</u>	<u>$\frac{3 \cdot 15 \cdot 30 \text{ 万}}{\text{円}}$</u>	<u>3</u>	<u>$\frac{3 \cdot 15 \cdot 30 \text{ 万}}{\text{円}}$</u>	<u>3</u>	<u>$\frac{3 \cdot 15 \cdot 30 \text{ 万}}{\text{円}}$</u>			
<u>共済契約の型</u>	<u>4000-1型(女性)</u>		<u>4000-2型(男性)</u>		<u>4000-2型(女性)</u>				
<u>共済掛金額</u>	<u>4,000円</u>		<u>4,100円</u>		<u>4,100円</u>				
<u>加入可能年齢の範囲(注1)</u>	<u>満20～満64歳</u>		<u>満20～満64歳</u>		<u>満20～満64歳</u>				
<u>更新・更改可能年齢の範囲(注2)</u>	<u>満20～満64歳</u>		<u>満20～満64歳</u>		<u>満20～満64歳</u>				
<u>保障内容</u>	<u>口数</u>	<u>共済金額</u>	<u>口数</u>	<u>共済金額</u>	<u>口数</u>	<u>共済金額</u>			
<u>基本契約</u>	<u>400</u>	<u>400万円</u>	<u>400</u>	<u>$\frac{400 \text{ 万}}{\text{円}}$</u>	<u>400</u>	<u>400万円</u>			
<u>災害死亡特約</u>	<u>0</u>	<u>＝</u>	<u>30</u>	<u>$\frac{300 \text{ 万}}{\text{円}}$</u>	<u>0</u>	<u>＝</u>			
<u>女性災害死亡特約</u>	<u>30</u>	<u>300万円</u>	<u>0</u>	<u>＝</u>	<u>30</u>	<u>300万円</u>			
<u>災害後遺障害特約</u>	<u>30</u>	<u>$\frac{12 \sim 300 \text{ 万}}{\text{円}}$</u>	<u>30</u>	<u>$\frac{12 \sim 300 \text{ 万}}{\text{円}}$</u>	<u>30</u>	<u>$\frac{12 \sim 300 \text{ 万}}{\text{円}}$</u>			

新条文							旧条文								
疾病入院特約	0	=	0	=	0	=									
疾病総合入院特約（区分1）	0	=	100	$\frac{10,000}{円}$	0	=									
疾病総合入院特約（区分2）	0	=	0	=	0	=									
女性疾病総合入院特約	130	$\frac{13,000}{円}$	0	=	130	$\frac{13,000}{円}$									
災害入院特約（区分1）	0	=	100	$\frac{10,000}{円}$	0	=									
災害入院特約（区分2）	0	=	0	=	0	=									
女性災害入院特約	130	$\frac{13,000}{円}$	0	=	130	$\frac{13,000}{円}$									
災害通院特約	0	=	40	$\frac{2,000}{円}$	0	=									
女性災害通院特約	40	2,000円	0	=	40	2,000円									
65日以上不担保入院特約	0	=	0	=	0	=									
手術特約	6	$\frac{3 \cdot 6 \cdot}{12 \cdot 24}$ 万円	6	$\frac{3 \cdot 6 \cdot}{12 \cdot 24}$ 万円	6	$\frac{3 \cdot 6 \cdot}{12 \cdot 24}$ 万円									
女性特定疾病総合入院特約	0	=	0	=	0	=									
家族死亡特約	5	$\frac{1 \cdot 2 \cdot 5}{万円}$	5	$\frac{1 \cdot 2 \cdot 5}{万円}$	5	$\frac{1 \cdot 2 \cdot 5}{万円}$									
先進医療特約	0	=	10	最高 $\frac{1,000}{万円}$	10	最高 $\frac{1,000}{万円}$									
住宅災害共済	3	$\frac{3 \cdot 15 \cdot}{30万円}$	3	$\frac{3 \cdot 15 \cdot}{30万円}$	3	$\frac{3 \cdot 15 \cdot}{30万円}$									

新条文	旧条文
<p>(注)</p> <p>1. 「加入<u>可能</u>年齢の範囲」とは、それぞれの共済契約の型においてあらたに被共済者となることのできる契約年齢の範囲をいいます。</p> <p>2. 「更新・<u>更改可能</u>年齢の範囲」<u>および「更新可能年齢の範囲」</u>とは、既に締結している共済契約【<u>削除</u>】において被共済者となることのできる契約年齢の範囲をいいます。<u>なお、第4項の規定に基づく共済契約の型の変更等により締結した共済契約は、第16条（被共済者の年齢による共済契約の更新の取扱い）第1項の規定にかかわらず更新・更改可能年齢の下限に満たない場合でも、基本契約の同額範囲内で更新または更改、ならびに中途変更をおこなうことができます。</u></p> <p>3. <u>異なる共済契約の型から、あらたにR3000-1型、R3000-2型、R4000-1型またはR4000-2型へ更新・更改をおこなう場合の被共済者の年齢の範囲は、0歳～満54歳です。ただし、L4000-1型、L4000-2型、V4000-1型、V4000-2型、R4000-1型、R4000-2型もしくは募集停止した型からR3000-1型またはR3000-2型へ更新・更改をおこなう場合、または募集停止した型からR4000-1型またはR4000-2型へ更新・更改をおこなう場合の被共済者の年齢の範囲は、0歳～満64歳です。</u></p> <p>2. 発効時の年齢が満65歳以上70歳未満の共済契約の型 発効時の年齢が満65歳以上満70歳未満の場合の共済契約の型は以下のとおりです。 なお、S1200型およびS3000型については、満了する共済契約と同一内容による更新の申し込みのみおこなうことができます。</p>	<p>(注)</p> <p>1. 「加入【<u>挿入</u>】年齢の範囲」とは、それぞれの共済契約の型においてあらたに被共済者となることのできる契約年齢の範囲をいいます。</p> <p>2. 「更新【<u>挿入</u>】年齢の範囲」【<u>挿入</u>】とは、既に締結している共済契約の<u>型</u>において被共済者となることのできる契約年齢の範囲をいいます。【<u>挿入</u>】</p> <p>3. 【<u>挿入</u>】 L4000-1型、L4000-2型、V4000-1型、V4000-2型、R4000-1型、R4000-2型もしくは募集停止した型からR3000-1型またはR3000-2型へ更新・更改をおこなう場合、または募集停止した型からR4000-1型またはR4000-2型へ更新・更改をおこなう場合の<u>加入</u>年齢の範囲は、0歳～満64歳です。</p> <p>2. 発効時の年齢が満65歳以上70歳未満の共済契約の型 発効時の年齢が満65歳以上満70歳未満の場合の共済契約の型は以下のとおりです。 なお、S1200型およびS3000型については、満了する共済契約と同一内容による更新の申し込みのみおこなうことができます。</p>

新条文					旧条文				
共済契約の型	S1200 型		S3000 型		共済契約の型	S1200 型		S3000 型	
共済掛金額	1,200 円		3,000 円		共済掛金額	1,200 円		3,000 円	
加入可能年齢の範囲(注1)	満 65～69 歳		満 65～69 歳		加入【挿入】年齢の範囲(注1)	満 65～69 歳		満 65～69 歳	
更新可能年齢の範囲(注2)	満 65～69 歳		満 65～69 歳		更新【挿入】年齢の範囲(注2)	満 65～69 歳		満 65～69 歳	
保障内容	口数	共済金額	口数	共済金額	保障内容	口数	共済金額	口数	共済金額
基本契約	30	30 万円	60	60 万円	基本契約	30	30 万円	60	60 万円
疾病入院特約	10	1,000 円	30	3,000 円	疾病入院特約	10	1,000 円	30	3,000 円
災害入院特約	10	1,000 円	30	3,000 円	災害入院特約	10	1,000 円	30	3,000 円
住宅災害共済	1	1・5・10 万円	1	1・5・10 万円	住宅災害共済	1	1・5・10 万円	1	1・5・10 万円
(注)					(注)				
1. 「加入可能年齢の範囲」とは、それぞれの共済契約の型においてあらたに被共済者となることのできる契約年齢の範囲をいいます。					1. 「加入【挿入】年齢の範囲」とは、それぞれの共済契約の型においてあらたに被共済者となることのできる契約年齢の範囲をいいます。				
2. 「更新可能年齢の範囲」とは、既に締結している共済契約の型において被共済者となることのできる契約年齢の範囲をいいます。					2. 「更新【挿入】年齢の範囲」とは、既に締結している共済契約の型において被共済者となることのできる契約年齢の範囲をいいます。				
3. 歳満期型契約に付帯して締結することのできる共済契約の型					3. 歳満期型契約に付帯して締結することのできる共済契約の型				
歳満期型契約に付帯して締結することのできる共済契約の型は以下のとおりです。					歳満期型契約に付帯して締結することのできる共済契約の型は以下のとおりです。				
共済契約の型	先進医療型				共済契約の型	先進医療型			
共済掛金額	100 円				共済掛金額	100 円			

新条文			旧条文																		
加入 <u>可能</u> 年齢の範囲(注1)	満65～満70歳		加入【挿入】年齢の範囲(注1)	満65～満70歳																	
更新・ <u>更改可能</u> 年齢の範囲(注2)	満65～満84歳		更新【挿入】年齢の範囲(注2)	満65～満84歳																	
保障内容	口数	共済金額	保障内容	口数	共済金額																
先進医療特約	10	最高1,000万円	先進医療特約	10	最高1,000万円																
<p>(注)</p> <p>1. 「加入<u>可能</u>年齢の範囲」とは、先進医療型においてあらたに被共済者となることのできる契約年齢の範囲をいいます。</p> <p>2. 「更新・<u>更改可能</u>年齢の範囲」とは、既に締結している先進医療型において被共済者となることのできる契約年齢の範囲をいいます。</p> <p><u>4. 2022年9月1日における共済契約の型の変更</u> <u>2022年9月1日時点で効力を有する以下の「変更前の共済契約の型」の契約については、2022年9月1日をもって、「変更後の共済契約の型」に変更します。なお、第15条（この会の実施する共済事業で通算した共済金額の最高限度）第1項第2号の規定および被共済者の年齢にかかわらず、共済期間を変更せずに共済契約の型の変更をすることができます。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th><u>変更前の共済契約の型</u></th> <th><u>変更後の共済契約の型</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>V1000型</u></td> <td><u>告知緩和1000型</u></td> </tr> <tr> <td><u>V2000-1型の男性</u></td> <td><u>2000-1型（男性）</u></td> </tr> <tr> <td><u>V2000-1型の女性</u></td> <td><u>2000-1型（女性）</u></td> </tr> <tr> <td><u>V2000-2型の男性</u></td> <td><u>2000-2型（男性）</u></td> </tr> <tr> <td><u>V2000-2型の女性</u></td> <td><u>2000-2型（女性）</u></td> </tr> <tr> <td><u>L2000-1型</u></td> <td><u>2000-1型（女性）</u></td> </tr> <tr> <td><u>L2000-2型</u></td> <td><u>2000-2型（女性）</u></td> </tr> </tbody> </table>			<u>変更前の共済契約の型</u>	<u>変更後の共済契約の型</u>	<u>V1000型</u>	<u>告知緩和1000型</u>	<u>V2000-1型の男性</u>	<u>2000-1型（男性）</u>	<u>V2000-1型の女性</u>	<u>2000-1型（女性）</u>	<u>V2000-2型の男性</u>	<u>2000-2型（男性）</u>	<u>V2000-2型の女性</u>	<u>2000-2型（女性）</u>	<u>L2000-1型</u>	<u>2000-1型（女性）</u>	<u>L2000-2型</u>	<u>2000-2型（女性）</u>	<p>(注)</p> <p>1. 「加入【挿入】年齢の範囲」とは、先進医療型においてあらたに被共済者となることのできる契約年齢の範囲をいいます。</p> <p>2. 「更新【挿入】年齢の範囲」とは、既に締結している先進医療型において被共済者となることのできる契約年齢の範囲をいいます。</p> <p>【挿入】</p>		
<u>変更前の共済契約の型</u>	<u>変更後の共済契約の型</u>																				
<u>V1000型</u>	<u>告知緩和1000型</u>																				
<u>V2000-1型の男性</u>	<u>2000-1型（男性）</u>																				
<u>V2000-1型の女性</u>	<u>2000-1型（女性）</u>																				
<u>V2000-2型の男性</u>	<u>2000-2型（男性）</u>																				
<u>V2000-2型の女性</u>	<u>2000-2型（女性）</u>																				
<u>L2000-1型</u>	<u>2000-1型（女性）</u>																				
<u>L2000-2型</u>	<u>2000-2型（女性）</u>																				

新条文		旧条文																																																																							
<u>R 3000-1 型の男性</u>	<u>3000-1 型 (男性)</u>																																																																								
<u>R 3000-1 型の女性</u>	<u>3000-1 型 (女性)</u>																																																																								
<u>R 3000-2 型の男性</u>	<u>3000-2 型 (男性)</u>																																																																								
<u>R 3000-2 型の女性</u>	<u>3000-2 型 (女性)</u>																																																																								
<u>L 3000-1 型</u>	<u>3000-1 型 (女性)</u>																																																																								
<u>L 3000-2 型</u>	<u>3000-2 型 (女性)</u>																																																																								
<u>R 4000-1 型の男性</u>	<u>4000-1 型 (男性)</u>																																																																								
<u>R 4000-1 型の女性</u>	<u>4000-1 型 (女性)</u>																																																																								
<u>R 4000-2 型の男性</u>	<u>4000-2 型 (男性)</u>																																																																								
<u>R 4000-2 型の女性</u>	<u>4000-2 型 (女性)</u>																																																																								
<u>L 4000-1 型</u>	<u>4000-1 型 (女性)</u>																																																																								
<u>L 4000-2 型</u>	<u>4000-2 型 (女性)</u>																																																																								
別表第2	共済金請求時の提出書類	別表第2	共済金請求時の提出書類																																																																						
<p>1. 共済金受取人が、各共済金の請求にあたって提出する書類は、この会所定の共済金請求書と次のとおりです。</p> <p>●提出いただく書類</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">共済金の種類</td> <td>死亡</td> <td>重度障害</td> <td>災害死亡</td> <td>災害後遺障害</td> <td>災害入院にかかわる共済金</td> <td>災害入院にかかわる共済金</td> <td>災害通院にかかわる共済金</td> <td>手術</td> <td>家族死亡</td> <td>家族重度障害</td> <td>先進医療にかかわる共済金</td> </tr> <tr> <td>共済金</td> <td>共済金</td> <td>共済金</td> <td>共済金</td> <td>共済金</td> <td>共済金</td> <td>共済金</td> <td>共済金</td> <td>共済金</td> <td>共済金</td> <td>共済金</td> </tr> <tr> <td>提出書類</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		共済金の種類	死亡	重度障害	災害死亡	災害後遺障害	災害入院にかかわる共済金	災害入院にかかわる共済金	災害通院にかかわる共済金	手術	家族死亡	家族重度障害	先進医療にかかわる共済金	共済金	共済金	共済金	共済金	共済金	共済金	共済金	共済金	共済金	共済金	共済金	提出書類												<p>1. 共済金受取人が、各共済金の請求にあたって提出する書類は、この会所定の共済金請求書と次のとおりです。</p> <p>●提出いただく書類</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">共済金の種類</td> <td>死亡</td> <td>重度障害</td> <td>災害死亡</td> <td>災害後遺障害</td> <td>災害入院にかかわる共済金</td> <td>災害入院にかかわる共済金</td> <td>災害通院にかかわる共済金</td> <td>手術</td> <td>家族死亡</td> <td>家族重度障害</td> <td>先進医療にかかわる共済金</td> </tr> <tr> <td>共済金</td> <td>共済金</td> <td>共済金</td> <td>共済金</td> <td>共済金</td> <td>共済金</td> <td>共済金</td> <td>共済金</td> <td>共済金</td> <td>共済金</td> <td>共済金</td> </tr> <tr> <td>提出書類</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		共済金の種類	死亡	重度障害	災害死亡	災害後遺障害	災害入院にかかわる共済金	災害入院にかかわる共済金	災害通院にかかわる共済金	手術	家族死亡	家族重度障害	先進医療にかかわる共済金	共済金	共済金	共済金	共済金	共済金	共済金	共済金	共済金	共済金	共済金	共済金	提出書類											
共済金の種類	死亡		重度障害	災害死亡	災害後遺障害	災害入院にかかわる共済金	災害入院にかかわる共済金	災害通院にかかわる共済金	手術	家族死亡	家族重度障害	先進医療にかかわる共済金																																																													
	共済金	共済金	共済金	共済金	共済金	共済金	共済金	共済金	共済金	共済金	共済金																																																														
提出書類																																																																									
共済金の種類	死亡	重度障害	災害死亡	災害後遺障害	災害入院にかかわる共済金	災害入院にかかわる共済金	災害通院にかかわる共済金	手術	家族死亡	家族重度障害	先進医療にかかわる共済金																																																														
	共済金	共済金	共済金	共済金	共済金	共済金	共済金	共済金	共済金	共済金	共済金																																																														
提出書類																																																																									

新条文										旧条文									
死亡診断書(死 体検案書)	●	●							●	死亡診断書(死 体検案書)	●	●							●
被共済者の戸 籍謄本	●	●								被共済者の戸 籍謄本	●	●							
受取人の戸籍 謄本	●	●								受取人の戸籍 謄本	●	●							
受取人の印鑑 登録証明書	●	●	●	●	●					受取人の印鑑 登録証明書	●	●	●	●	●				
障害診断書		●	●	●					●	障害診断書		●	●	●					●
診断書(治療証 明書)					●	●	●	●		診断書(治療証 明書)					●	●	●	●	
<u>診療明細書</u>								●		[挿入]									
入院について の申告書					●					入院について の申告書					●				
事故申告書						●	●			事故申告書						●	●		
事故状況につ いての申告書		●	●	●		●	●	●	●	事故状況につ いての申告書		●	●	●		●	●	●	●
不慮の事故で あることを証す る書類		●	●	●						不慮の事故で あることを証す る書類		●	●	●					
死亡を確認で きる公的証明 書									●	死亡を確認で きる公的証明 書									●
配偶者であるこ との公的証明 書									●	配偶者であるこ との公的証明 書									●
続柄について の第三者の証 明書									●	続柄について の第三者の証 明書									●
委任状	●	●								委任状	●	●							
委任者の印鑑 登録証明書	●	●								委任者の印鑑 登録証明書	●	●							

新条文	旧条文
<p>*上記書類のうち、「死亡診断書（死体検案書）」「障害診断書」「診断書（治療証明書）」については、この会所定の様式によるもので、診断書（検案書）または証明書の原本を提出しなければなりません。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>*上記書類のうち、「死亡診断書（死体検案書）」「障害診断書」「診断書（治療証明書）」については、この会所定の様式によるもので、診断書（検案書）または証明書の原本を提出しなければなりません。</p> <p>〔以下略〕</p>